

第4次筑前町地域福祉計画・ 第2次地域福祉活動計画

【素案】

令和8年1月
筑前町
筑前町社会福祉協議会



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・目的	2
2 地域福祉とは	3
3 地域福祉に関する制度・社会的動向	4
4 計画の位置付け	6
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	8
第2章 築前町の現状と課題	9
1 人口・世帯の状況	10
2 支援を必要とする人の状況	14
3 社会資源の状況	19
4 各種調査・意見聴取の概要	25
5 課題の整理	33
第3章 計画の基本方針	35
1 基本理念	36
2 基本目標	37
3 施策体系図	38
第4章 計画の推進	39
1 計画の推進体制	40
第5章 取り組みの展開	43
基本目標1 地域で支え合い、誰もが参加できるまち	44
1 支え合う意識の醸成	44
2 つながりづくりの推進	47
基本目標2 切れ目のない支援で安心して暮らせるまち	50
1 包括的な支援体制の整備	50
2 複合的課題への支援の充実	53
基本目標3 必要な支援が届く安心なまち	56
1 福祉サービスの充実と利用促進	56
2 暮らしを支える環境整備	59

第6章 社会福祉協議会の取り組み	65
1 取り組みの体系	66
2 具体的な事業・活動内容	69
基本目標1 地域で支え合い、誰もが参加できるまち	69
基本目標2 切れ目のない支援で安心して暮らせるまち	76
基本目標3 必要な支援が届く安心なまち	79
第7章 第2期成年後見制度利用促進基本計画	85
1 第2期基本計画策定の背景	86
2 第2期基本計画の期間	86
3 第2期基本計画の進行管理及び点検	87
4 筑前町における現状と課題	88
5 具体的な施策・事業	91
◇ 参考資料：成年後見制度の概要	94
第8章 再犯防止推進計画	99
1 推進計画策定の背景	100
2 推進計画の期間	100
3 推進計画の進行管理及び点検	101
4 筑前町における現状と課題	102
5 具体的な施策・事業	105
資料編	107
1 筑前町地域福祉計画策定委員会設置要綱	108
2 筑前町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	109
3 筑前町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿	110
4 計画策定の過程	111
5 用語解説	112

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景・目的
- 2 地域福祉とは
- 3 地域福祉に関する制度・社会的動向
- 4 計画の位置付け
- 5 計画の期間
- 6 計画の策定体制

1 計画策定の背景・目的

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化等の家族形態の変化に伴い、家庭内での支え合いや地域における相互扶助の力が弱まりつつあります。その影響として、高齢者の孤独死やひきこもり、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、生活困窮等、生活課題はますます多様化・複雑化しています。

これらの社会的課題に対応し、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを実現するためには、公的な福祉サービスの充実に加え、地域住民や多様な主体による支え合いの仕組みを構築し、地域全体で包括的な支援体制を強化していくことが求められます。

本町では、2020（令和2）年度に「第3次筑前町地域福祉計画・筑前町地域福祉活動計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、2025（令和7）年度を目標年度として、地域における福祉施策の推進に取り組んできました。さらに、2029（令和11）年度までを計画期間とする「第2次筑前町総合計画」においても、「助け合い健やかに暮らせるまち」「人を思いやり共に支え合うまち」の実現をめざし、こども・障がい者・高齢者福祉の充実や、多文化共生社会の実現に向けた施策を推進しています。

また、2021（令和3）年4月の社会福祉法改正により創設された「重層的支援体制整備事業」では、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進することが求められており、地域福祉計画における包括的な支援体制の整備は、これまで以上に重要性を増しています。

以上の背景を踏まえ、「地域共生社会」の実現をめざし、住民、関係機関・団体、行政が協働しながら、お互いに支え合う地域づくりを推進するための指針として、「第4次筑前町地域福祉計画及び第2次地域福祉活動計画」（以下「本計画」という）を策定します。

加えて、地域福祉に係る支援や仕組みづくりは、成年後見制度の普及促進や再犯防止のまちづくりにも有効であることから、本計画では「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含し、一体的に策定します。

2 地域福祉とは

（1）地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していくこうとするものです。具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

（2）「自助」「互助・共助」「公助」の役割

地域福祉を推進するには、「自助」「互助・共助」「公助」の支え合いの視点が重要です。



■自助とは

個人や家族による支え合い・助け合い（自分でできることは自分でする）

互助：地域に暮らす住民同士が、日常生活の中で声を掛け合い、見守りや助け合いを行うなど、身近な関係性の中での支え合い

■互助・共助とは

（隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う）

共助：自治会やボランティア団体、地域組織などが主体となり、住民が協力して福祉活動や支援に取り組むことで、地域全体で課題の解決を図る仕組み（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う）

※本計画では、互助と共助を一体的に捉え、地域住民や関係団体が連携して支え合う「地域・関係団体の役割」と位置付けます。

■公助とは

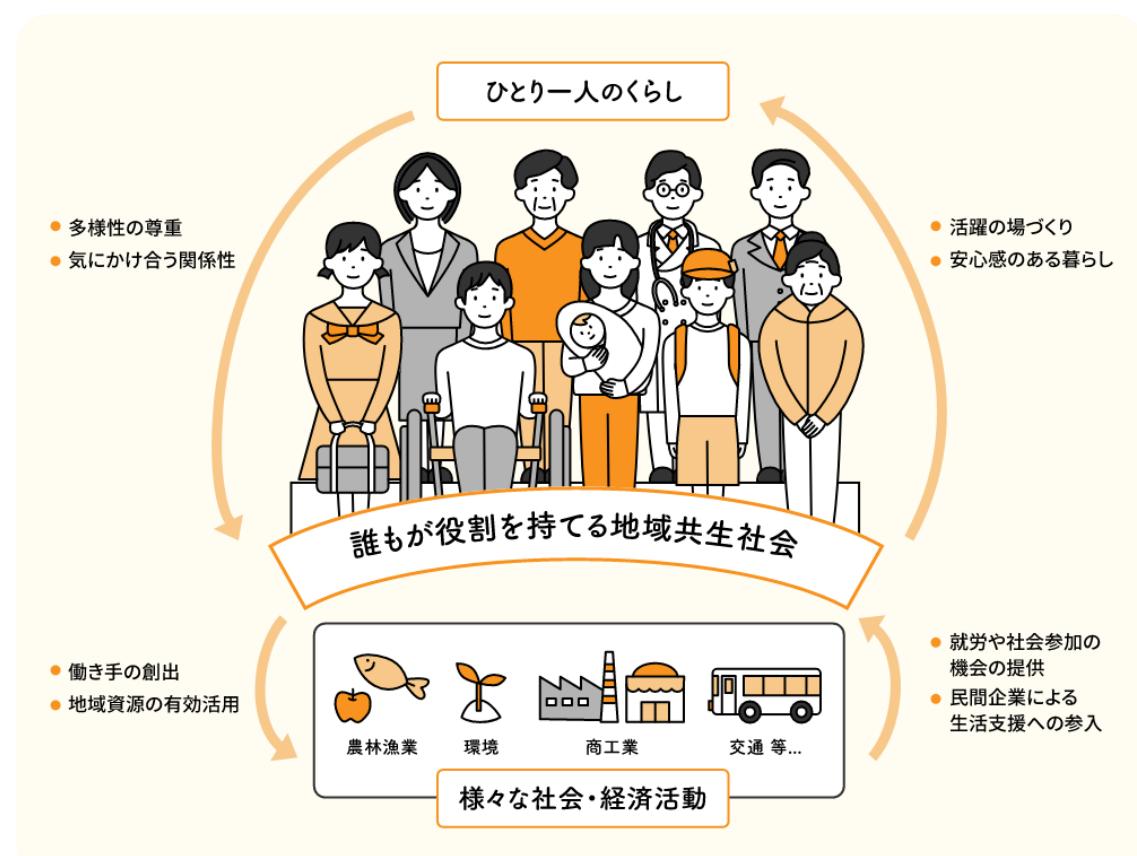
公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供（行政でなければできないことは、行政がしっかりととする）

3 地域福祉に関する制度・社会的動向

（1）地域共生社会・重層的支援体制整備事業

国は、少子高齢化の進行や地域社会の変化に対応し、すべての人が共に支え合いながら生きる「地域共生社会」の実現をめざしています。平成28年6月には、「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、子どもや高齢者、障がい者等、あらゆる人々が地域の中で自分らしく活躍できる社会の実現を掲げました。こうした考え方のもと、令和3年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、区市町村が中心となって包括的な支援体制を構築するための仕組みとして、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この事業は、制度や分野の枠を超えて地域住民の多様で複合的な課題に対応するものであり、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援機能を一体的に推進することを目的としています。筑前町においても、地域住民や関係機関との連携を強化し、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが求められています。



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

（2）成年後見制度に関する動向

成年後見制度は、認知症や知的障がい等により判断能力が十分でない方に対して、契約等の法律行為を適切に行えるよう支援し、本人の意思を尊重した「意思決定支援」を通じて法的に保護する制度です。本人の権利を守るための重要な手段のひとつとして位置付けられています。

近年、急速に進行する高齢化や、制度の利用が十分に進んでいない現状を踏まえ、本人の尊厳の確保や地域社会への参加を促進することを目的として、2016（平成 28）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。国や自治体では、地域における成年後見制度の利用促進や支援体制の整備が進められています。

筑前町においても、14 頁の「①高齢者のいる世帯の状況」（統計データ）や27 頁の「①地域のつながりの希薄化と見守りの担い手不足」（アンケート結果等）から、高齢者のひとり暮らし世帯の増加や家族・地域の支援力の低下といった課題が明らかになっています。こうした状況を踏まえると、本人の権利を守る仕組みとして成年後見制度の果たす役割は、今後さらに重要性が高まると考えられます。そのため、関係機関との連携を図りながら、制度の周知や利用支援を推進していくことが求められています。

（3）再犯防止に関する動向

国における刑法犯の認知件数は、2002（平成 14）年をピークに減少傾向が続いている。一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、2023（令和5）年には47.0%と、検挙者のおよそ半数を占める状況となっています。このように、犯罪全体は減少しているものの、再犯者の割合が高止まりしていることが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、再犯防止対策は地域の安全と安心を確保するうえで重要な取り組みとして位置付けられるようになりました。2016（平成 28）年には「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が制定され、翌 2017（平成 29）年 12 月には、同法に基づく「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、2019（令和元）年 12 月には、重点的な課題に対応するための「再犯防止推進計画加速化プラン」が策定され、2023（令和5）年3月には、これまでの取り組み状況や社会情勢の変化を踏まえた「第二次再犯防止推進計画」が新たに閣議決定されています。

再犯防止の取り組みは、出所者や保護観察対象者等が地域で自立し、再び社会の一員として生活できるよう支援するものであり、地域福祉の観点からも重要な課題です。筑前町においても、関係機関や地域住民、事業者等が連携し、就労・住居・福祉・医療などの支援を通じて、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていくことが求められています。

4 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画に盛り込む計画は、下記法律に位置付けられた計画です。

- 社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」
- 成年後見制度利用促進法第14条に規定された「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯防止推進法第8条に規定された「地方再犯防止推進計画」

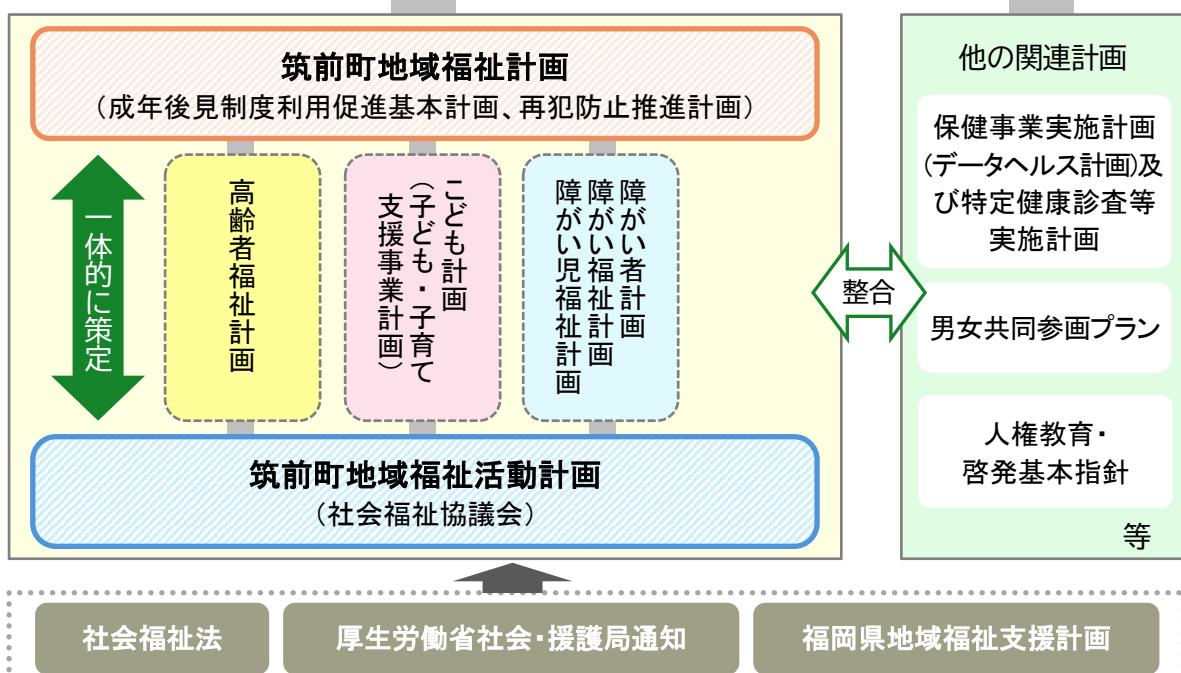
また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進主体とされている社会福祉協議会が、中心となって策定する計画です。

(2) 町における位置付け

本計画は、筑前町における地域福祉の基本的な方向性を示すものであり、各福祉分野の個別計画に対する上位計画としての役割を担っています。町全体の福祉施策の方針を示すとともに、すべての町民が地域の中で支え合いながら安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの指針となるものです。

また、筑前町と筑前町社会福祉協議会は、住民一人ひとりが身近な地域で支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりをめざしています。そのため、本計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、行政と社会福祉協議会が連携して地域福祉の推進を図るものとしています。

第2次筑前町総合計画



(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」は、町が地域福祉を推進するための理念や仕組みを示す計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって、地域住民の立場から地域福祉を具体的に進める民間の行動計画です。両計画は、車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的を持っています。

筑前町では、両計画を一体として策定することにより、行政、住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所等、地域に関わる者の役割や協働の関係を明確にします。その結果、実効性のある計画づくりが可能となり、地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組みをより効果的に進めることができます。



5

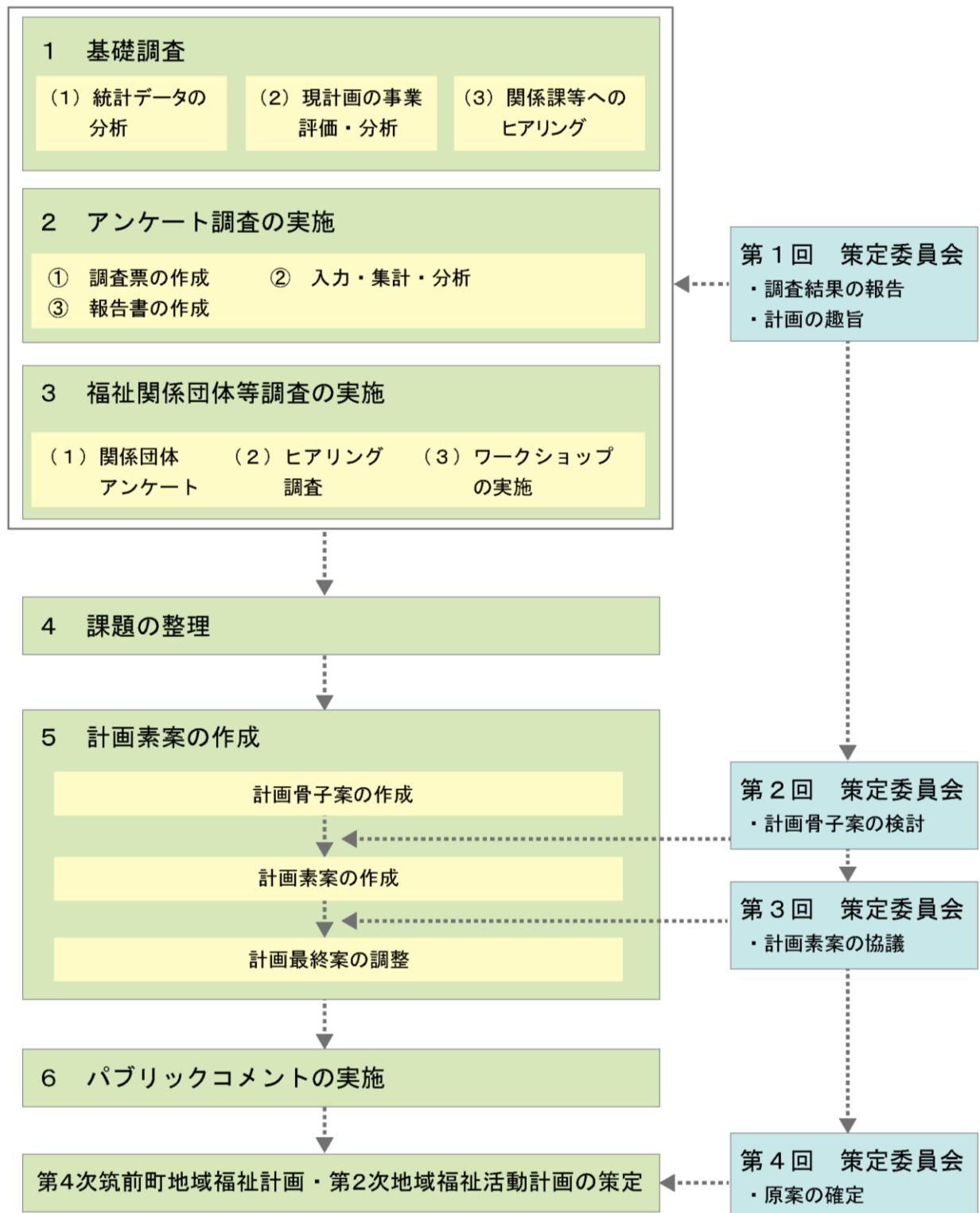
計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度～2030（令和12）年度までの5年間です。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名称		年度	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)				
本 計 画	筑前町地域福祉計画	第4次									
	筑前町地域福祉活動計画	第2次									
上 位 計 画	第2次筑前町総合計画	後期基本計画			第3次						
	筑前町総合戦略	第3期			第4期						
関 連 計 画	筑前町高齢者福祉計画	第9期	第10期		第11期						
	筑前町こども計画 (筑前町子ども・子育て支援事業計画)	こども計画 (第3期子ども・子育て支援事業計画)		第2期 こども計画							
	筑前町障がい者計画	現行計画	次期計画								
	筑前町障がい福祉計画	第7期	第8期		第9期						
	筑前町障がい児福祉計画	第3期	第4期		第5期						
	筑前町保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画	第3期・第4期			第4期 第5期						
	筑前町男女共同参画プラン	第5次									
	筑前町地域防災計画	2022(令和4)年3月改定									

6 計画の策定体制



第2章

筑前町の現状と課題

- 1 人口・世帯の状況
- 2 支援を必要とする人の状況
- 3 社会資源の状況
- 4 各種調査・意見聴取の概要
- 5 課題の整理

1 人口・世帯の状況

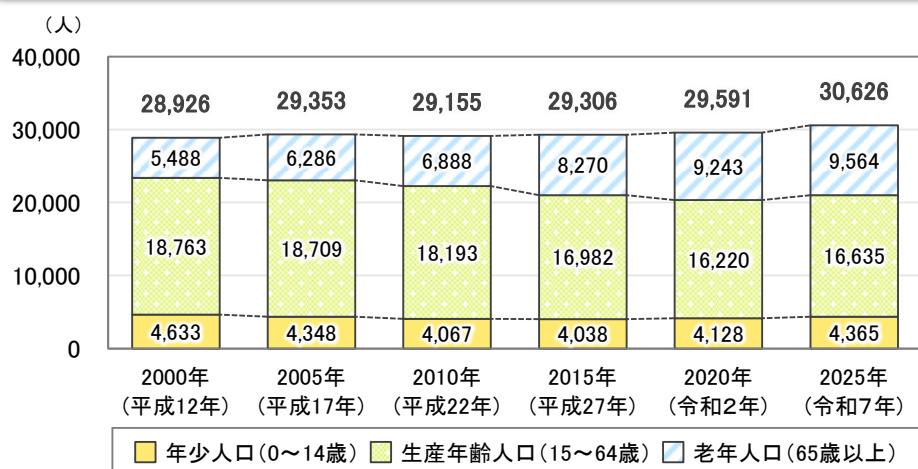
(1) 人口の状況

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

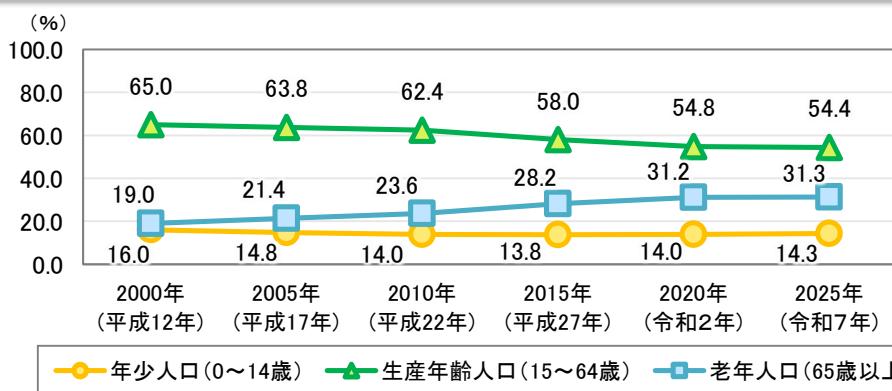
本町の総人口をグラフでみると、2025(令和7)年9月時点で30,626人となっており、2000(平成12)年以降、全体として増加傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)は2015(平成27)年まで、生産年齢人口(15~64歳)は2020(令和2)年まで減少が続いていましたが、その後はいずれも増加に転じています。一方、老人人口(65歳以上)は過去25年間で一貫して増加しており、2025(令和7)年には9,564人となっています。

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口の割合は2005(平成17)年以降、14%前後で概ね横ばいで推移しています。生産年齢人口の割合は5割以上を維持しているものの、年々緩やかに減少しています。また、老人人口の割合は2020(令和2)年に3割を超えていました。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口構成比の推移



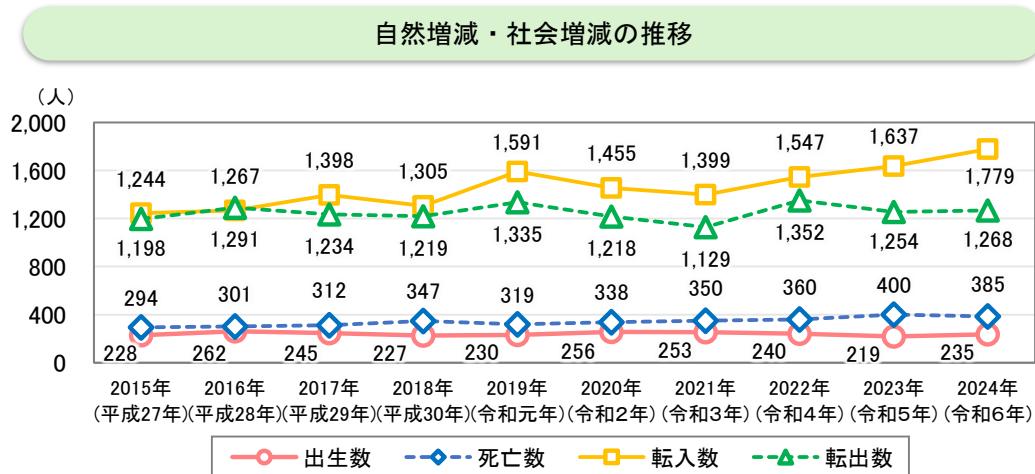
資料：2000年～2020年は国勢調査、2025年は福岡県「福岡県の人口と世帯」より（R7.9月1日時点）

(2) 人口動態

① 自然増減・社会増減

本町の出生数と死亡数からみた自然増減のグラフをみると、2024（令和6）年の出生数が235人、死亡数が385人となっており、2015（平成27）年以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態が続いている。

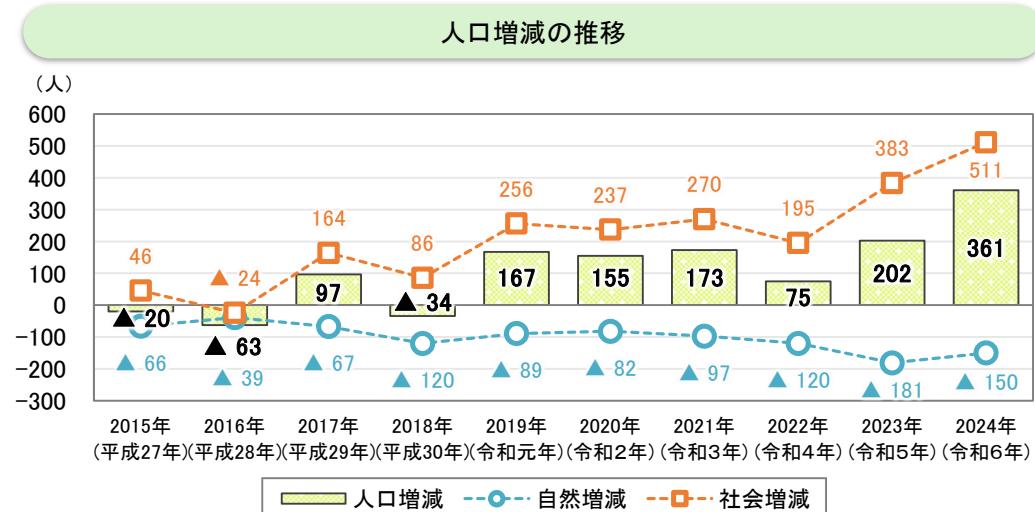
一方、転入・転出の動向からみた社会増減のグラフをみると、転入数が増加傾向にあります。2024（令和6）年には転入数が1,779人、転出数が1,268人となっており、転入超過による「社会増」の状態となっています。



資料：福岡県人口移動調査

② 人口増減

人口増減のグラフをみると、本町では「自然減」の状態が続いているものの、社会増減の値が自然増減の減少幅を上回って推移しています。そのため、2019（令和元）年以降は、「社会増」に支えられ、全体として人口の増加が続いている。



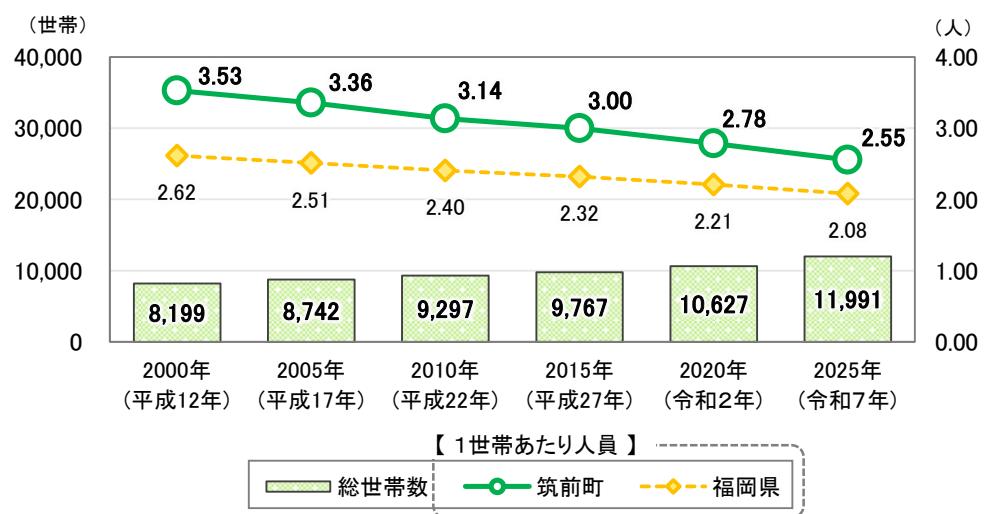
資料：福岡県人口移動調査

(3) 世帯の状況

① 世帯数・1世帯あたり人員の状況

本町の総世帯数は、グラフをみると 2025（令和7）年9月時点で 11,991 世帯となり、2000（平成12）年から 3,792 世帯増加しています。一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、2025（令和7）年には 2.55 人となっています。また、福岡県の1世帯あたり人員と比較すると、本町の値は上回って推移していますが、一貫した世帯規模の縮小がうかがえます。

世帯数・1世帯あたり人員の推移



資料：2000年～2020年は国勢調査、2025年は福岡県「福岡県の人口と世帯」より（R7.9月1日時点）

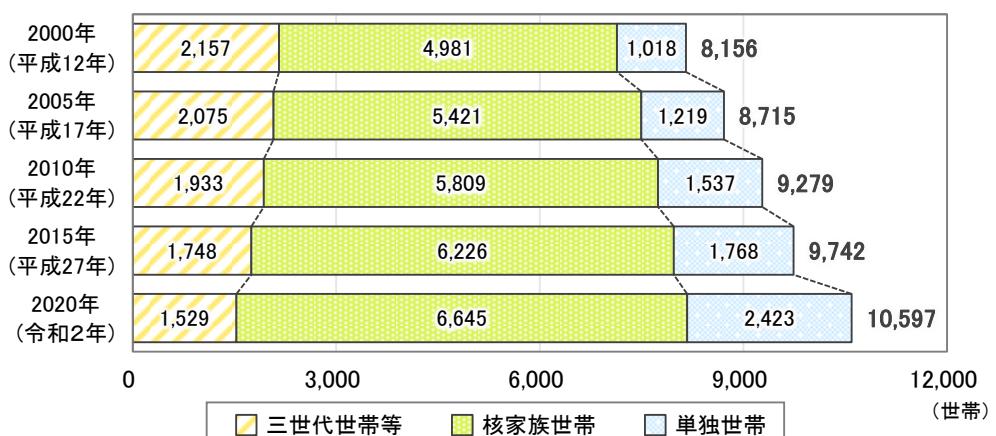
※世帯数は2000年～2020年については国勢調査による総世帯数、2025年については福岡県「福岡県の人口と世帯」（R7.9月1日時点）による総世帯数を引用

※1世帯あたり人員は2000年～2020年については国勢調査による総人口を総世帯数で除算し算出、2025年は福岡県「福岡県の人口と世帯」（R7.9月1日時点）による総人口を総世帯数で除算し算出

② 世帯構成の状況

総世帯数のうち、一般世帯における世帯構成の推移をグラフでみると、三世代世帯等は減少し、核家族世帯及び単独世帯は増加が続いている。最も増加がみられるのは単独世帯で、2000（平成12年）年の1,018世帯から2020（令和2年）年の2,423世帯へと、約2.3倍に増加しています。

世帯構成の推移



資料：国勢調査

③ 世帯の構成状況

本町の家族類型別の構成比を表でみると、核家族世帯の夫婦と子どもの世帯が最も多く30.1%を占め、次いで単独世帯が22.9%、核家族世帯の夫婦のみの世帯が22.2%となっています。福岡県や全国と比較すると、核家族世帯及びその他の世帯においては本町の割合が高く、単独世帯の割合は低くなっています。

▼ 世帯の構成状況 < 2020(令和2年)年 > (世帯)

	一般世帯数	単独世帯	核家族世帯				その他の世帯(※)
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	
筑前町	10,597	2,423	2,353	3,188	156	948	1,529
	100.0%	22.9%	22.2%	30.1%	1.5%	8.9%	14.4%
福岡県	2,318,479	942,993	440,783	553,879	28,051	191,273	161,500
	100.0%	40.7%	19.0%	23.9%	1.2%	8.2%	7.0%
全国	55,704,949	2,115,1042	11,158,840	13,949,190	738,006	426,4535	4,443,336
	100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	8.0%

※「その他の世帯」は核家族以外の世帯・非親族を含む世帯・世帯の家族類型不詳の世帯を含む

資料：国勢調査

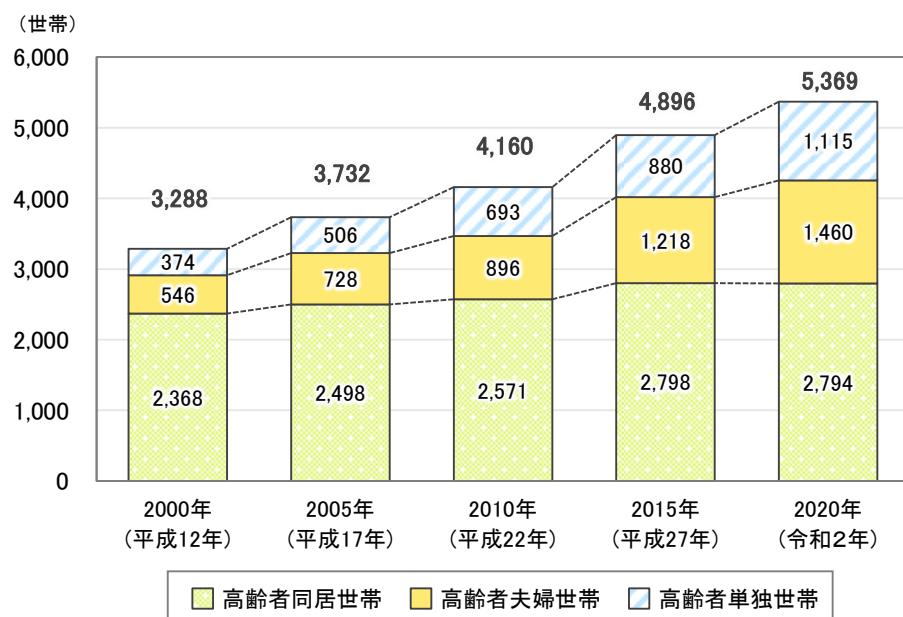
2 支援を必要とする人の状況

(1) 高齢者の状況

① 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯数をグラフでみると、2020（令和2）年で5,369世帯となり、一般世帯の約半数を占めています。そのうち、高齢者同居世帯は2015（平成27）年から概ね横ばいで推移していますが、高齢者夫婦世帯及び高齢者単独世帯は過去20年間で約3倍に増加しています。

高齢者のいる世帯数の推移

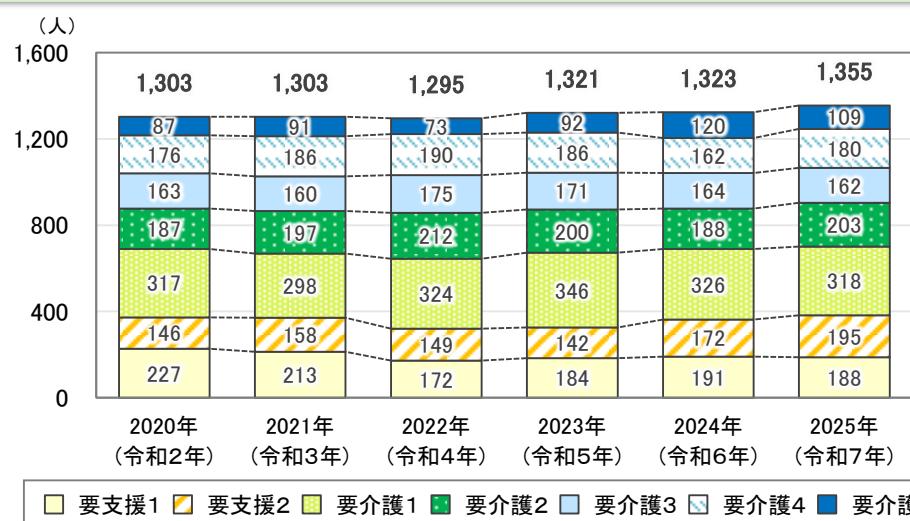


資料：国勢調査

② 要支援・要介護の認定状況

第1号被保険者における要支援・要介護認定者数をグラフでみると、2023（令和5）年から微増が続き、2025（令和7）年3月末現在で1,355人となっています。要介護度別では、「要介護1」が最も多い傾向にあります。2023（令和5）年の346人以降は減少が続いている一方で、「要支援2」は2023（令和5）年から増加に転じています。

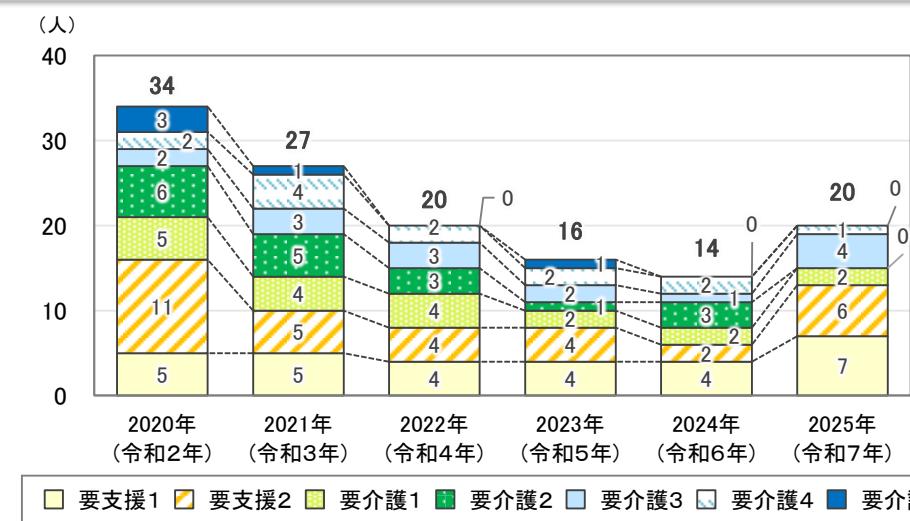
要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移



資料：福岡県介護保険広域連合（各年3月末現在）

第2号被保険者の要支援・要介護認定者数をグラフでみると、2020（令和2）年から2024（令和6）年にかけては減少傾向にありました。2025（令和7）年3月末現在では20人と増加に転じています。要介護度別にみると、要介護認定者数が減少している一方で、要支援認定者数は増加しています。

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者）の推移



資料：福岡県介護保険広域連合（各年3月末現在）

(2) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者の状況

本町の障害者手帳所持者数は、増減を繰り返しながら推移しており、2025（令和7）年3月末現在では過去数年で最も多い2,003人となっています。

手帳の種別でみると、身体障害者手帳所持者が全体の約7割を占め、引き続き最も多い状況にありますが、2020（令和2）年以降は緩やかな減少傾向がみられます。

一方で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、2020（令和2）年から2025（令和7）年にかけて増減を繰り返しつつも全体としては増加しています。



資料：筑前町（各年3月末現在）

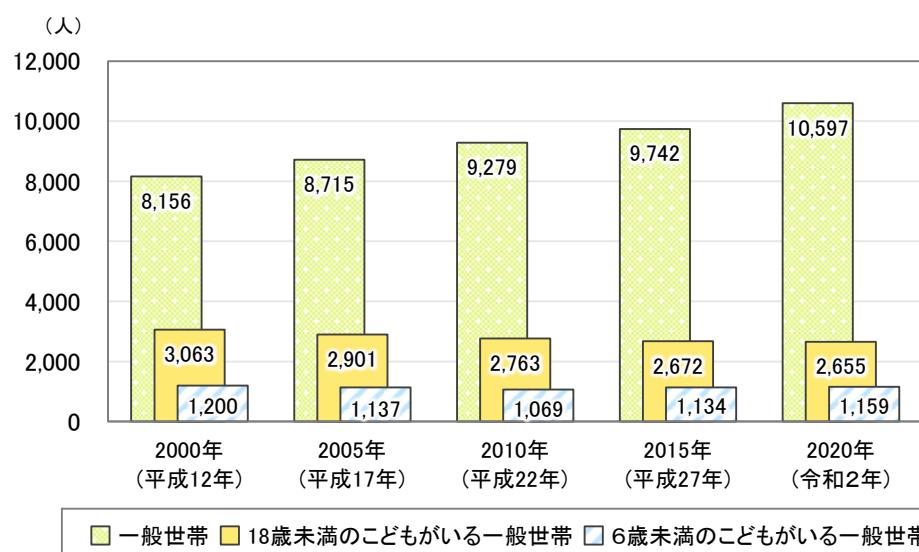
(3) こども・子育て世帯の状況

① こどもがいる世帯の状況

こどもがいる世帯の状況をグラフ及び表でみると、2020（令和2）年では一般世帯10,597世帯のうち、18歳未満のこどもがいる世帯は2,655世帯（表における一般世帯に占める割合は25.1%）、そのうち6歳未満のこどもがいる世帯は1,159世帯（一般世帯に占める割合は10.9%）となっています。

世帯数の推移をみると、18歳未満のこどもがいる世帯は年々減少しています。一方で、6歳未満のこどもがいる世帯は2015（平成27）年以降増加に転じていますが、いずれも一般世帯全体に占める割合は減少傾向にあります。

こどもがいる世帯数の推移



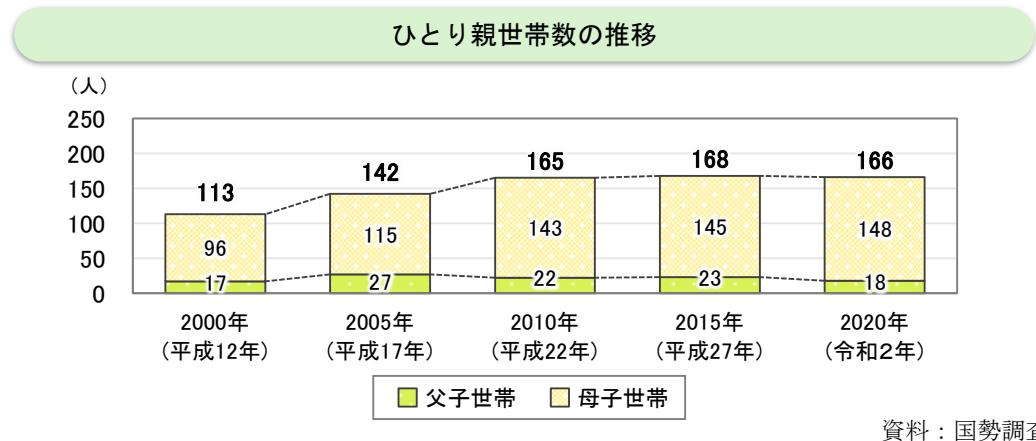
▼ こどもがいる世帯数及び一般世帯に占める割合の推移 (世帯)

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
一般世帯数	8,156	8,715	9,279	9,742	10,597
6歳未満のこどもがいる一般世帯数	1,200	1,137	1,069	1,134	1,159
一般世帯に占める割合	14.7%	13.0%	11.5%	11.6%	10.9%
18歳未満のこどもがいる一般世帯	3,063	2,901	2,763	2,672	2,655
一般世帯に占める割合	37.6%	33.3%	29.8%	27.4%	25.1%

資料：国勢調査

② ひとり親世帯の状況

本町のひとり親世帯数をグラフでみると、2010（平成22）年から160世帯を超え、以降は横ばいで推移しています。2020（令和2）年では166世帯のうち父子世帯が18世帯、母子世帯が148世帯となっており、2000（平成12）年から母子世帯の増加が続いている。

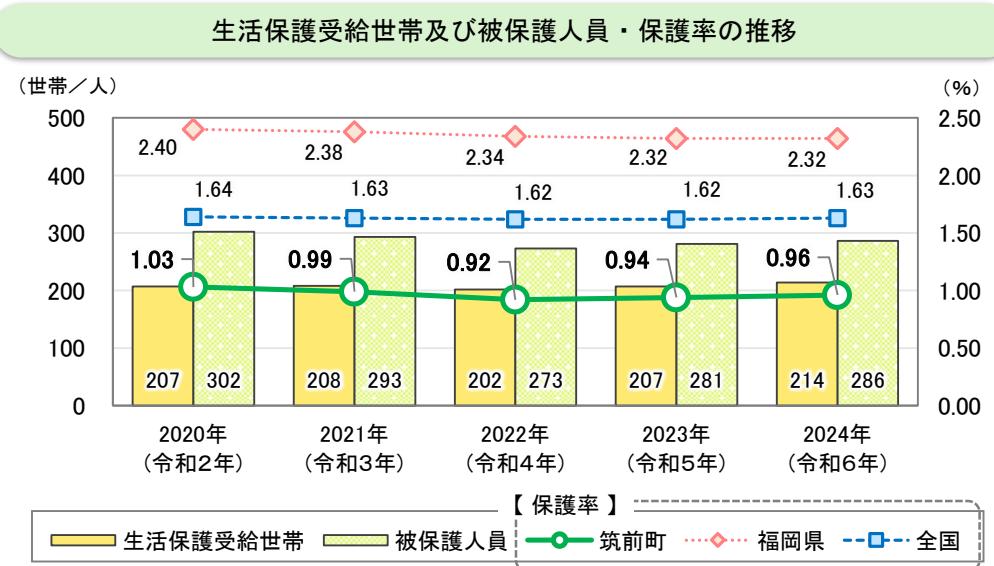


（4）生活困窮世帯の状況

① 生活保護受給者の状況

生活保護受給状況をグラフでみると、2024（令和6）年2月末現在の受給世帯数は214世帯、被保護人員は286人となっています。2020（令和2）年と比較すると、受給世帯数は増加している一方で、被保護人員は減少しています。

また、保護率は2024（令和6）年で0.96%となっており、福岡県や全国平均を下回る水準で推移していますが、2023（令和5）年以降は微増傾向にあります。



3 社会資源の状況

（1）福祉サービスに関する施設や事業所

各分野における、福祉サービス等に関する施設及び事業所は以下のとおりです。

※各分野ともに 2025（令和7）年 11 月現在の状況

◆ 高齢者福祉分野

施設・事業所	箇所数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	4
介護老人保健施設	3
軽費老人ホーム	2
有料老人ホーム	6
サービス付き高齢者向け住宅	1
訪問介護事業所	5
訪問看護・訪問リハビリテーション事業所	4
通所介護事業所（デイサービス）	8
通所リハビリテーション事業所（デイケア）	5
短期入所生活介護（ショートステイ）	6
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2
共生型通所介護事業所	1
居宅介護支援事業所	5
在宅介護支援センター	2
地域包括支援センター	1

◆ 障がい福祉分野

施設・事業所	箇所数
施設入所支援	2
共同生活援助事業所（グループホーム）	2
居宅介護事業所	3
生活介護事業所	5
就労継続支援（B型）事業所	5
短期入所事業所（ショートステイ）	3
放課後等デイサービス	5
相談支援事業所（計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援）	8
児童発達支援	2
重度訪問介護	4
就労移行支援	1
就労定着支援	1
同行援護	3

◆ 児童福祉分野

施設・事業所	箇所数
私立保育所（園）	7
私立小規模保育事業所	3
公立保育所	1
私立幼稚園	4
届出保育施設	4
こども家庭センター（こども未来センター）	1
子育て支援センター	2
学童保育所	4

◆ 医療分野

施設・事業所	箇所数
病院（医院・診療所等）※歯科医院含む	25

(2) 地域福祉に関わる人や団体

① 民生委員・児童委員の状況

本町の民生委員・児童委員数（主任児童委員含む）をグラフでみると、2025（令和7）年12月末現在で合わせて52人となっています。

民生委員・児童委員数（校区別）

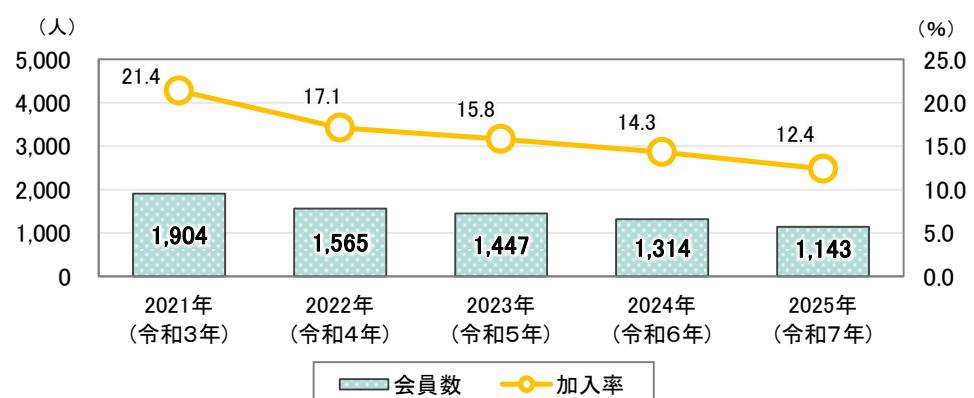


資料：筑前町（令和7年12月末現在）

② シニアクラブ連合会の状況

シニアクラブ連合会の会員数をグラフでみると、2025（令和7）年9月末現在の会員数は1,143人、加入率は12.4%と減少しています。また、加盟団体数についても、表でみると、2021（令和3）年以降、減少が続いている。

シニアクラブ連合会の会員数及び加入率の推移



▼ シニアクラブ連合会加盟団体数の推移

(人)

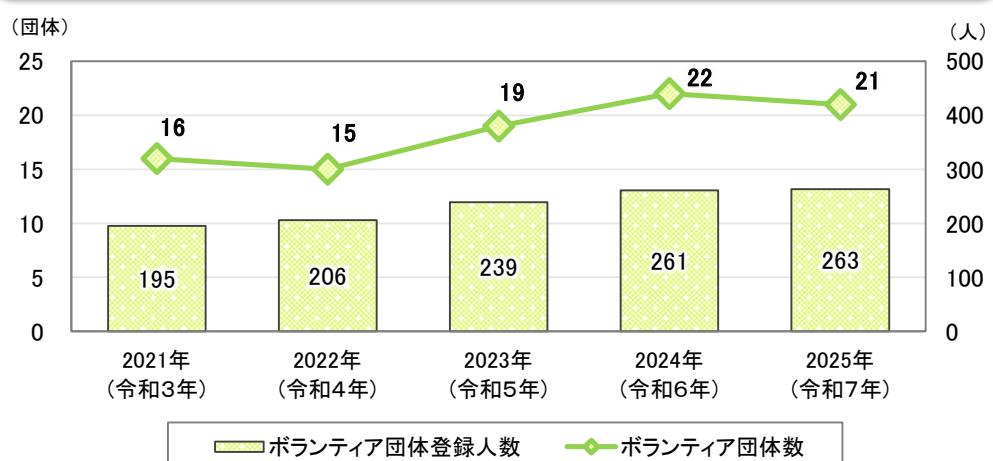
	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
シニアクラブ連合会 加盟団体数	39	33	32	31	30

資料：筑前町（各年9月末現在）

③ ボランティア団体の状況

本町におけるボランティア団体の登録状況をグラフでみると、2025（令和7）年9月末現在で21団体が登録しており、登録人数は263人となっています。近年の推移としては、団体数は2023（令和5）年以降増加傾向にあり、2024（令和6）年以降は20団体を上回る状況が続いている。また、登録人数についても、2021（令和3）年の195人から年々増加しており、地域全体でみるとボランティア活動への関心と参加が着実に広がっていることがうかがえます。

ボランティア登録団体数及び登録人数の推移



資料：筑前町（2021～2024年は各年度末現在、2025年は9月末現在）

◆ ボランティア団体

団体名	活動分野	活動内容
筑前手話の会	障がい	手話の学習を通して、聴覚障がい者と健聴者との交流や外出支援を行っています。町内行事や講演会等での手話通訳、聴覚障がい者の通院や公的手続きへの通訳派遣のほか、ボランティア講座（手話体験講座）への協力も行っています。定例会を週2回、コスモスプラザで実施しています。
地域活動・支援グループ どこでんいく隊	地域活動 まちづくり 障がい	地域の環境保全や福祉・産業の活性化を目的に、清掃や草刈り等の美化活動、福祉施設のイベント支援、特産品の収穫祭等の運営協力をしています。
ちくぜん虹の会 (朗読ボランティア)	障がい こども	視覚障がい者への情報支援として、「社協だより」等を音声化し配布しています。また、図書館や学童保育での読み聞かせ、障がい者施設での対面朗読、町行事での司会等を行い、月2回の勉強会を実施しています。

団体名	活動分野	活動内容
野いちごの会	高齢 地域活動	手芸を活かした地域支援活動を行い、図書館等での講座協力や作品づくりを通じて交流を深めています。毎週金曜日にコスモスプラザで活動しています。
朗読ボランティア 「アイアイフレンズ」	障がい こども	広報「ちくぜん」等を音訳してCDを作成・配布しています。図書館でのおはなし会、小学校での朝の読書活動、民話の紙芝居紹介等を通じて、こどもや地域に親しまれる活動を行っています。
地域ボランティア 美和の会	高齢 障がい	高齢者や障がいのある方、こども等への支援を中心に、いきいきサロンの準備や福祉施設向け作品の製作等を楽しみながら取り組んでいます。
さんりんしや 介護支援の会	高齢 障がい	ホームヘルパーの資格を活かし、高齢者や障がい者への支援活動を行っています。施設行事の手伝いや訪問活動を通して、地域の支援に貢献しています。
筑前町しっぽお助け隊	動物福祉 地域活動	高齢化による終生飼育の問題を防ぐため、もしもに備えた啓蒙活動を行っています。
手話コーラス 「赤とんぼ」	地域活動 まちづくり	手話コーラスを町内福祉施設や子育て支援センター等から依頼があれば訪問し歌います。手話と歌を楽しんでいただけるように練習に励んでいます。
筑前町特別救助隊	災害支援	救急救命講習の受講や防災知識の習得を行い、有事に備えた地域密着型の防災活動に取り組んでいます。
筑前町ごみ減量の会	環境 地域活動 まちづくり	身近な日常生活の中で自分たちができる活動を通して環境問題に貢献し、古布・古紙等の回収リサイクル活動及び啓発活動に取り組みます。
いちご文庫	こども 地域活動	図書館や小学校での読み聞かせ、家庭文庫の運営を通して、こどもから大人まで幅広い世代に本の魅力を伝えています。
筑前町“ひと”が輝く まちづくりの会	地域活動	“ひと”のネットワークの強さと輝きで地域力を高め、男女共同参画の推進に取り組みます。
福岡県立朝倉光陽 高等学校	高齢 障がい こども 地域活動 まちづくり 等	町内のボランティア活動（こどもに関わる活動、高齢者に関わる活動、地域行事やイベント、講座の手伝い等）に取り組みます。
どんぶり楽堂 筑前校	こども 地域活動 自然・環 境活動等	こどもたちの第三の居場所作りを目的として、みんなで育ち合うコミュニティ活動をしています。
筑前太鼓 和奏～wakana～	地域活動	こどもと大人が共に活動する和太鼓チームで、「和・輪」の精神を地域に伝える演奏活動を行っています。

団体名	活動分野	活動内容
福岡朝倉コウノトリの会	地域活動 自然・環境活動等	コウノトリの生息調査や環境保全、こども向けの啓発活動を行い、自然や文化、教育をつなぐ地域活動に取り組んでいます。
となりのササエさん	こども	子育て中の保護者を支援するため、幼稚園、保育園や小学校行事でのきょうだい児の見守り等を行っています。
いきいきサロン応援隊	地域活動 高齢 まちづくり	地域行事やイベント等で、脳トレ・レクリエーション・歌や踊り等を通じて高齢者の交流を支援しています。
だいちの会	こども	不登校や登校しづらいこどもとその家族の孤立を防ぎ、理解と支援を通じてこどもたちが自信をもっていき成長するための活動を行っています。
ちくぜん子ども食堂 ほっぺ	こども 地域活動	月1回（長期休みは週1回程度）子ども食堂を開き、こどもたちの食と居場所の支援を行っています。

資料：筑前町社会福祉協議会（2025年9月末現在）

④ その他のボランティア

本町では地域を支えるボランティアとして、さまざまな人が活動しています。

◆ その他のボランティア

団体名	活動分野	活動内容
事前登録 災害ボランティア	災害支援	災害時の被災者支援や復旧活動に備え、日ごろから防災意識を高める取り組みを行っています。
筑前町ボランティア部	高齢 障がい こども 地域活動 まちづくり 等	町内の高齢者・障がい者支援、こども活動、地域行事やイベントへの協力等、幅広い分野で地域に貢献しています。
個人ボランティア		
筑前町青少年育成町民会議 育成部会 青少年ボランティアバンク	地域活動 まちづくり こども	青少年の自尊感情と社会貢献意識の向上を目的に、中学生ボランティアが町のコンサートや地域の夏祭りなどの様々なイベントに参加しています。

資料：筑前町社会福祉協議会（2025年9月末現在）

4 各種調査・意見聴取の概要

（1）各種調査・意見聴取の実施概要

筑前町における地域福祉の現状や課題を把握し、今後の地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に活かすことを目的として、町民や地域福祉に関わる関係団体の皆様を対象に、各種調査を実施しました。

本調査は、地域におけるつながりや支えあいの状況、福祉活動への関心や参加の実態、地域課題に対する認識などについて幅広く意見を伺い、町民の実感や現場の声を計画に反映することを目的として実施しました。

① 町民アンケート調査

調査対象及び配布数	町内在住の18歳以上の方 1,500人
調査期間	2025（令和7）年8月6日～2025（令和7）年8月22日
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回答
回答数（回収率）	643件（42.9%）

② 関係団体アンケート調査

調査対象及び配布数	町内の地域福祉の現場で活動する組織や事業所 19団体
調査期間	2025（令和7）年8月6日～2025（令和7）年8月22日
調査方法	郵送及び手渡しによる配布・回答
回答数（回収率）	14件（73.7%）

③ 関係団体ヒアリング調査

調査対象	関連団体アンケート回答者のうち、インタビュー調査への協力が可能であると回答した団体 6団体
調査日程	2025（令和7）年10月6日（月）／1団体 2025（令和7）年10月9日（木）／5団体
調査方法	地域福祉に関する意見や考えを幅広くお伺いするインタビューを、対面による直接ヒアリングにて実施
調査団体	筑前町社会福祉協議会、筑前町地域包括支援センター、筑前町シニアクラブ連合会、筑前町身体障がい者福祉協会、筑前町保護司会、社会福祉法人 朝倉社会事業協会 朝倉苑

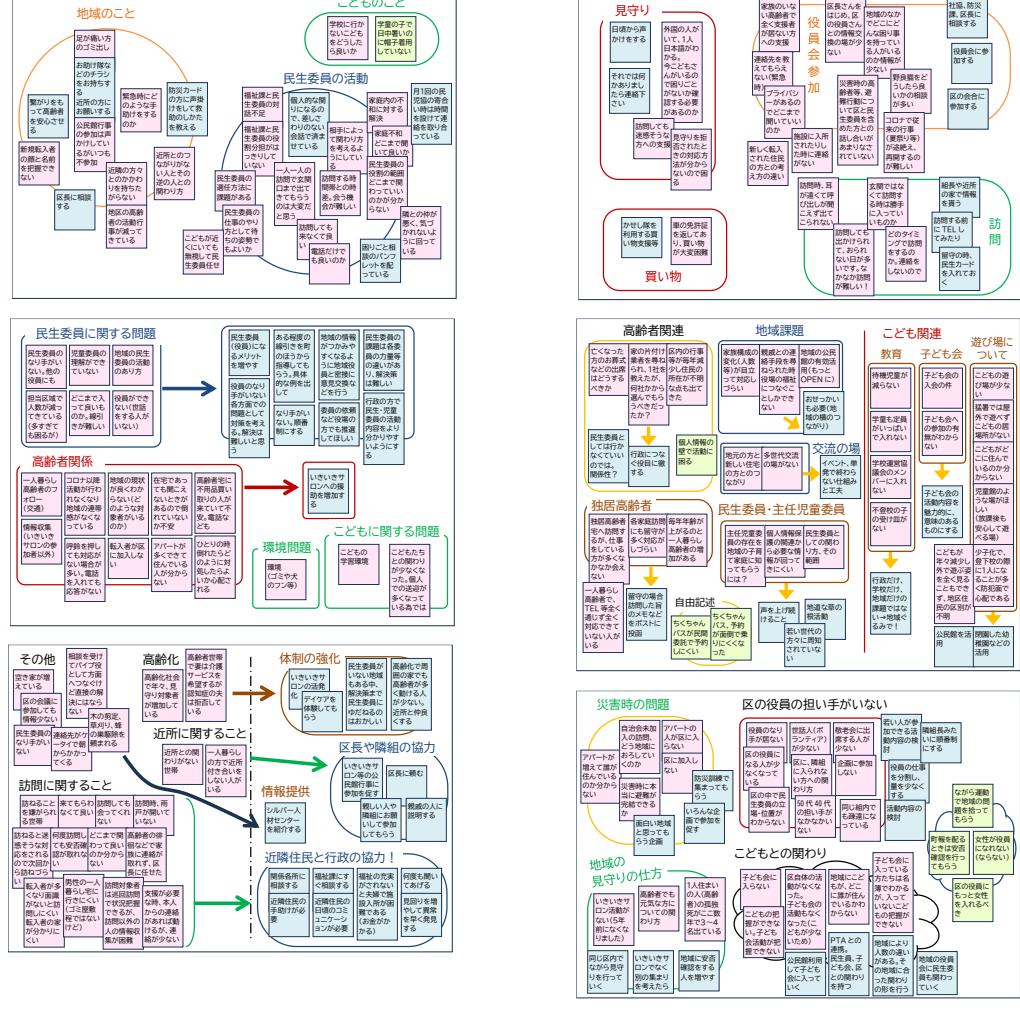
④ 民生委員・児童委員ワークショップ

調査対象	町内地域で活動している民生委員・児童委員 41人
実施日程	2025（令和7）年9月3日（水）
実施方法	<p>■グループワークによる実施（6グループ）</p> <p>■下記テーマに沿った意見交換と集約、発表による共有</p> <p>「地域福祉計画策定に向けたワークショップ」</p> <p>～私たちの地域の課題とこれから～</p>

▼ ワークショップの様子



▼ 協議内容イメージ図



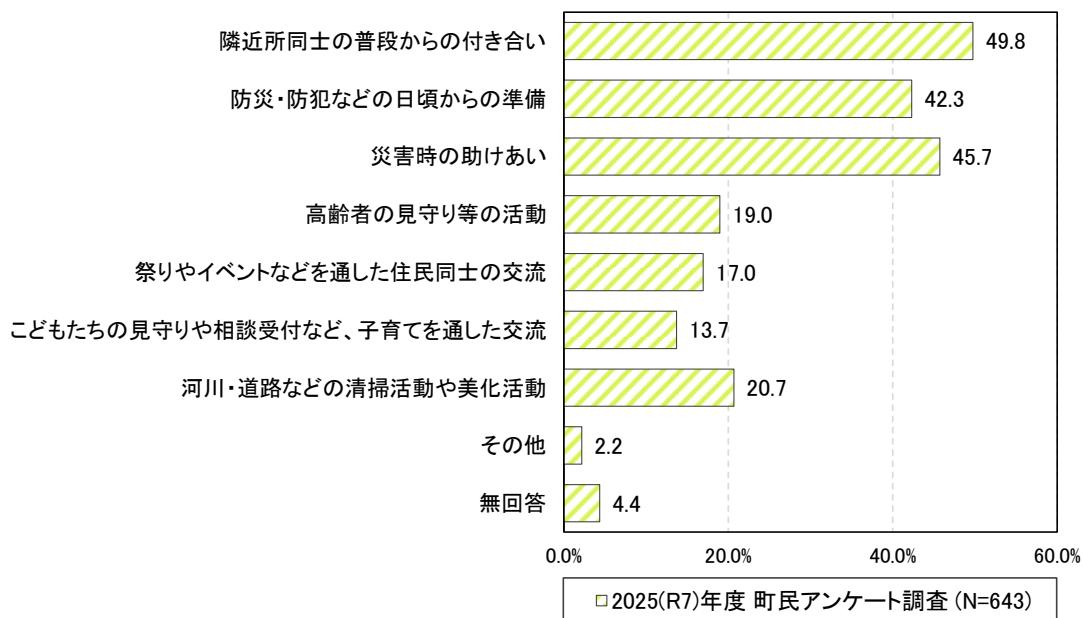
(2) 各種調査・意見聴取結果に基づいた課題の整理

① 地域のつながりの希薄化と見守りの担い手不足

- ・ 町民アンケートでは、「地域づくりのために地域が取り組むべきこと」として「隣近所同士の普段からの付き合い」を挙げる回答が多く、地域のつながりを重視する意識が見られます。
- ・ 団体アンケートでは、「新旧住民の交流やコミュニケーションが図りにくい」「世代間交流が必要」といった意見が寄せられ、地域内の関係性づくりの難しさが指摘されました。
- ・ 団体ヒアリングでは、メンバー減少や活動の縮小により、地域での支え合い活動が継続にくくなっている状況が報告されました。
- ・ ワークショップでは、「新規転入者の顔と名前がわからない」「地域活動に参加しない住民が増えている」「地区の高齢者行事が減っている」等の意見があり、地域の交流機会の減少が課題となっています。

参考データ

■ 地域づくりのために地域が取り組むべきこと

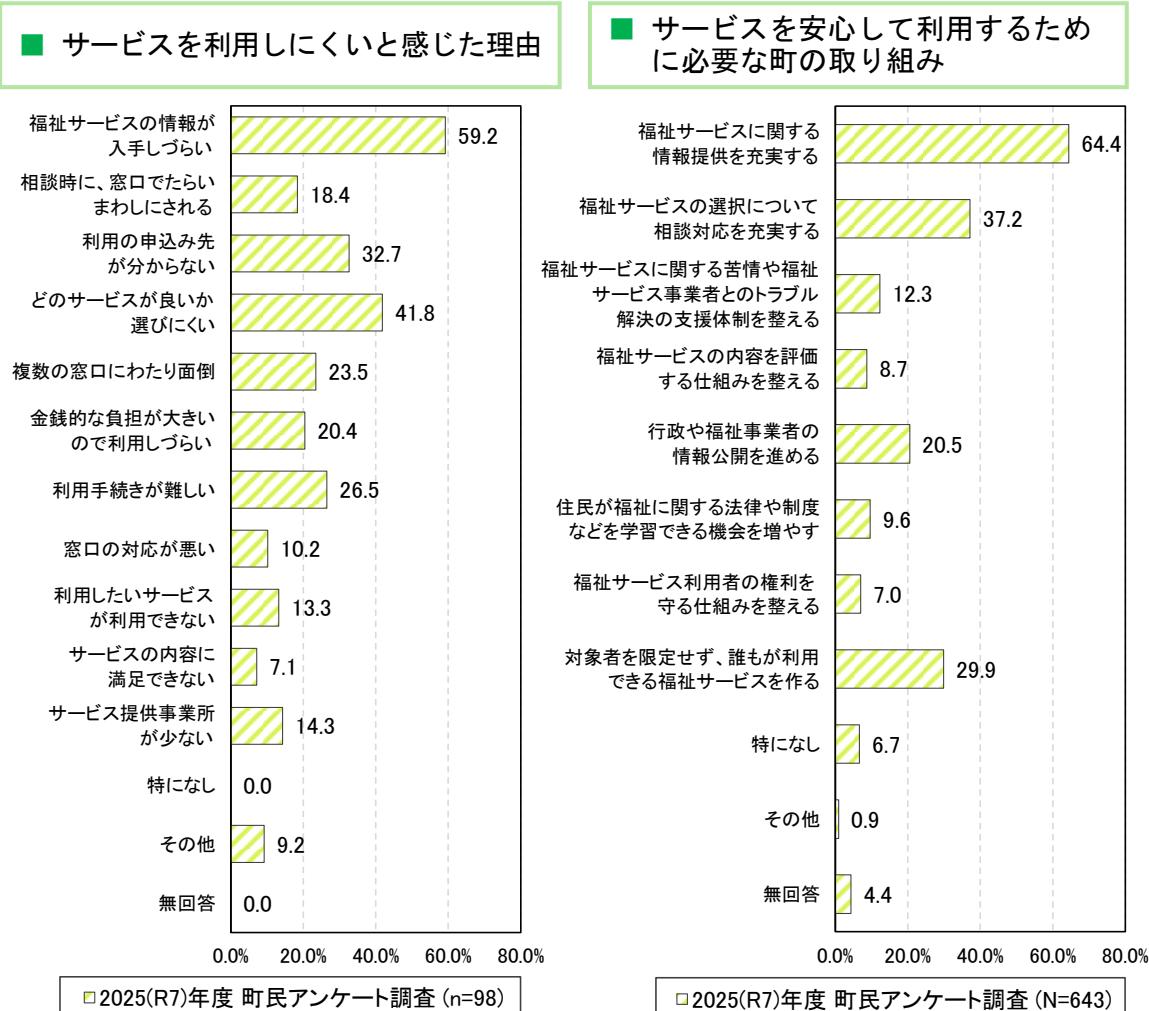


資料：筑前町地域福祉に関するアンケート調査報告書

② 福祉サービスや支援情報の周知と活用の促進

- ・ 町民アンケートでは、「福祉サービスの情報が入手しづらい」「福祉サービスに関する情報提供を充実してほしい」といった回答が多く、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度も低い結果となりました。また、再犯防止運動や成年後見制度の認知度も低く、情報が住民に届きにくい状況が課題として示されました。
- ・ 団体アンケートでは、「支援が必要な状況をまず把握することが必要」との意見があり、地域や関係機関が支援対象者の情報を共有できる仕組みの整備が求められています。
- ・ 団体ヒアリングでは、支援者間での情報共有や役割分担のあいまいさが課題として挙げられ、支援する側の連携強化が必要との指摘がありました。
- ・ ワークショップでは、「民生委員と行政の意見交換や情報共有をさらに進めたい」「地域の中で誰がどんな困りごとを抱えているのか情報が少ない」といった意見があり、情報共有のあり方に課題がみられます。

参考データ



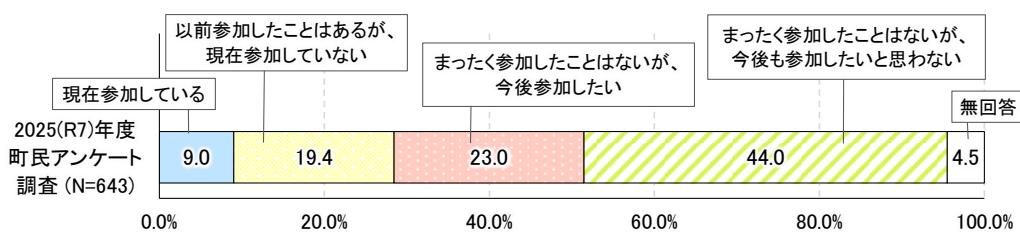
資料：筑前町地域福祉に関するアンケート調査報告書

③ 地域団体・ボランティアの担い手減少と活動の継続困難

- ・ 町民アンケートでは、「ボランティア活動に参加したことがない」という回答が多く、地域活動への参加経験が限られている現状がうかがわれました。
- ・ 団体アンケートでは、「新規メンバーの加入が少ない」「メンバーの高齢化」「役員のなり手がいない」といった回答が多く、活動の継続に不安を抱えている団体が多くみられました。
- ・ 団体ヒアリングでは、メンバー減少によって活動の継続が困難になっているとの報告があり、担い手育成の重要性が指摘されています。
- ・ ワークショップでは、「役員のなり手がいない」「区役員に女性が少ない」「若い人が参加できる活動内容の検討が必要」といった意見があり、次世代へのバトンタッチが課題となっています。

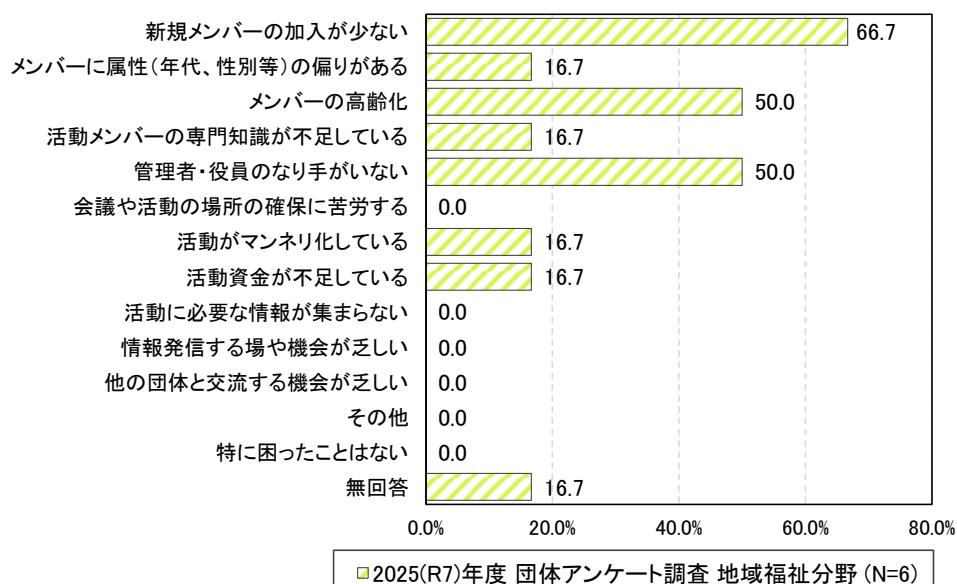
参考データ

■ ボランティア活動の参加経験



資料：地域福祉に関するアンケート調査報告書

■ 団体における活動上の課題



□ 2025(R7)年度 団体アンケート調査 地域福祉分野 (N=6)

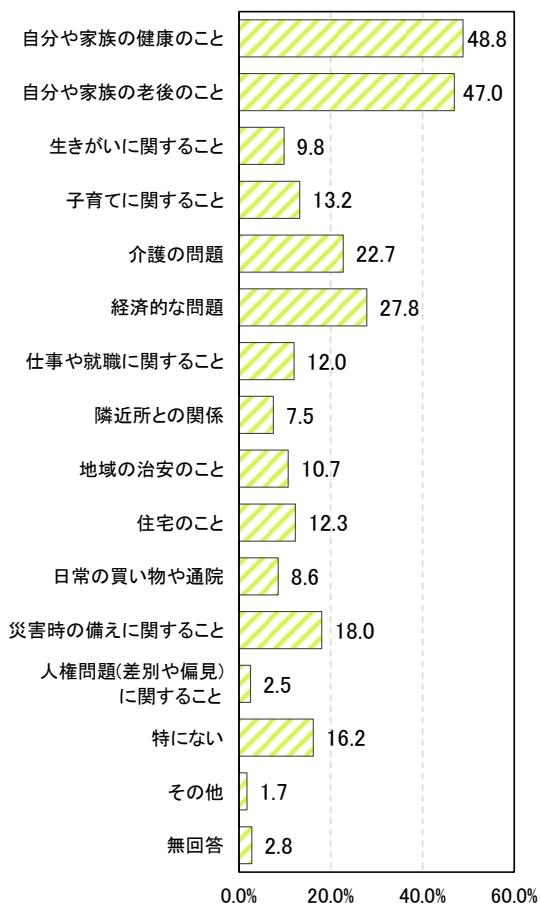
資料：筑前町地域福祉に関する関連団体アンケート調査報告書

④ 生活困窮・高齢・子育て等複合的な課題への対応

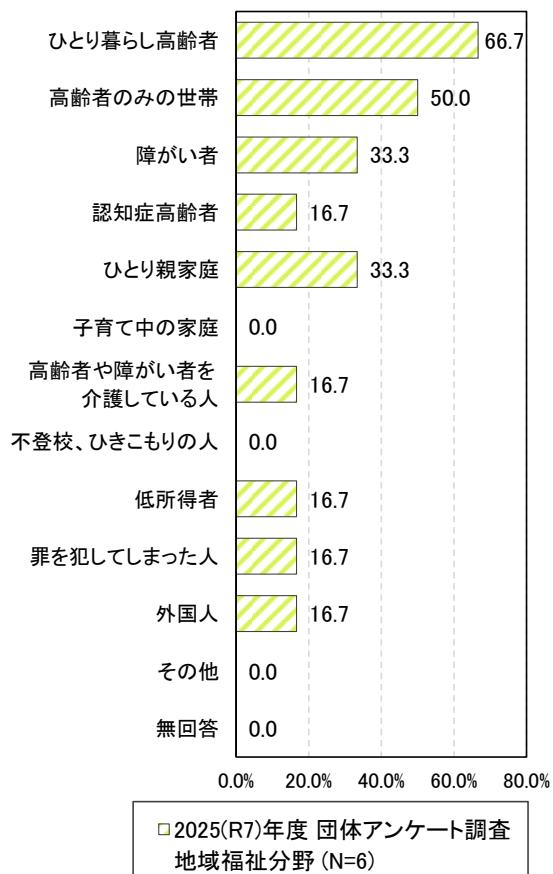
- ・ 町民アンケートでは、生活上の不安として「自分や家族の健康」「老後のこと」を挙げる回答が多く、身近な生活課題に不安を抱える人が少なくありません。
- ・ 団体アンケートでは、「一人暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」「障がい者」「ひとり親家庭」への支援が特に必要との回答が多く、支援ニーズの多様化が明らかになりました。
- ・ 団体ヒアリングでは、物価高騰に伴う生活困窮相談の増加や、複合的な課題を抱える人への支援の難しさが指摘されました。また、生活困窮者や高齢者が地域で孤立している状況が報告されています。
- ・ ワークショップでは、「足が悪くゴミ出しが困難な人がいる」「買い物が大変」「不登校の子どもが安心して過ごせる場や学びの機会を知らない」等、日常生活や教育に関する具体的な困りごとが挙げられました。

参考データ

■ 生活上で感じる悩みや不安



■ 地域において特に支援が必要な対象



□2025(R7)年度 町民アンケート調査 (N=643)

資料：筑前町地域福祉に関するアンケート調査報告書

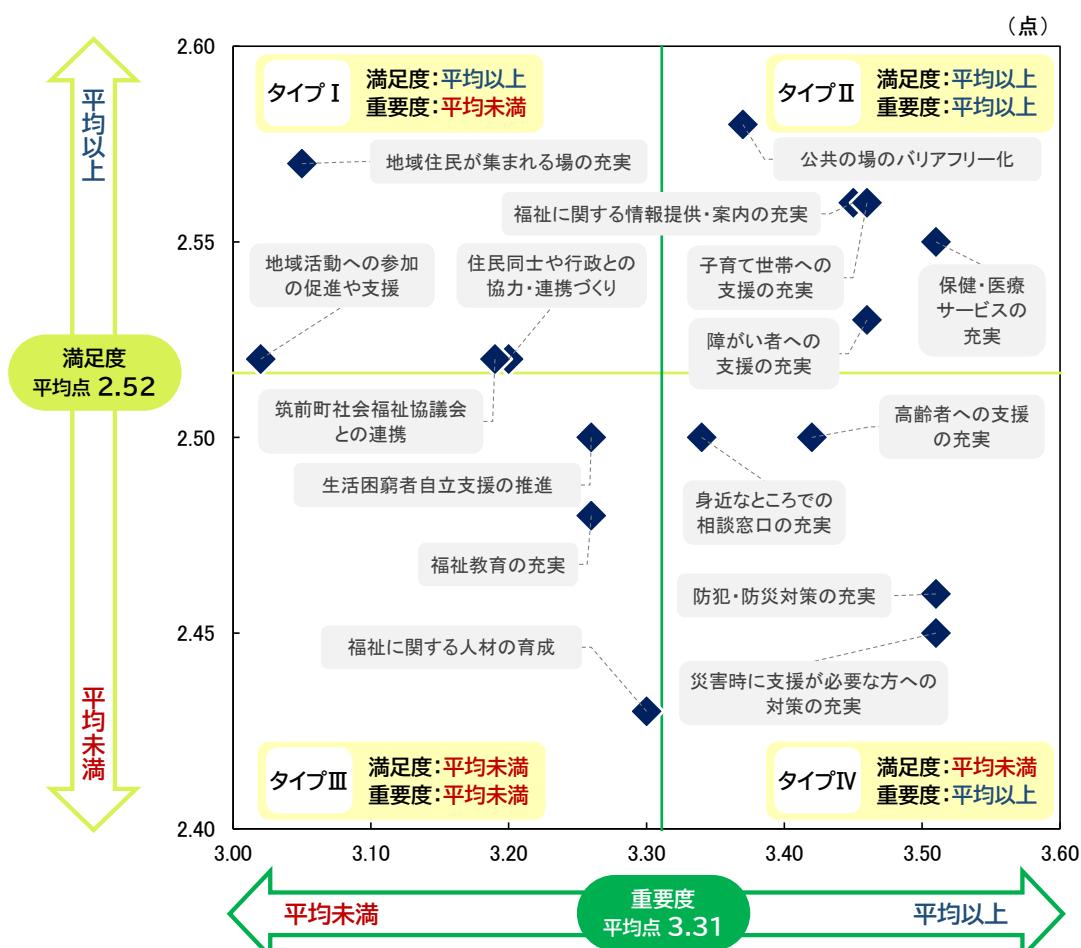
資料：筑前町地域福祉に関する関連団体
アンケート調査報告書

⑤ 地域活動・移動支援・防災等日常生活を支える環境の整備

- ・ 町民アンケートでは、重要度が高く、満足度が低い取り組みとして、「防犯・防災対策の充実」「災害時に支援が必要な方への対策の充実」「身近なところでの相談窓口の充実」等の回答が多く、安心して暮らせる地域環境への関心が高いことがわかりました。
- ・ 団体アンケートでは、「移動手段の確保や外出支援の充実」を重点的に取り組むべき課題として挙げる回答が多く、生活を支える基盤整備が求められています。
- ・ 団体ヒアリングでは、災害ボランティアセンターのマニュアル見直しを進めており、災害時の支援体制強化が課題として共有されています。
- ・ ワークショップでは、「買い物支援が必要」「遊び場が少ない」等、日常の移動手段や居場所づくりに関する課題が多く挙げられました。

参考データ

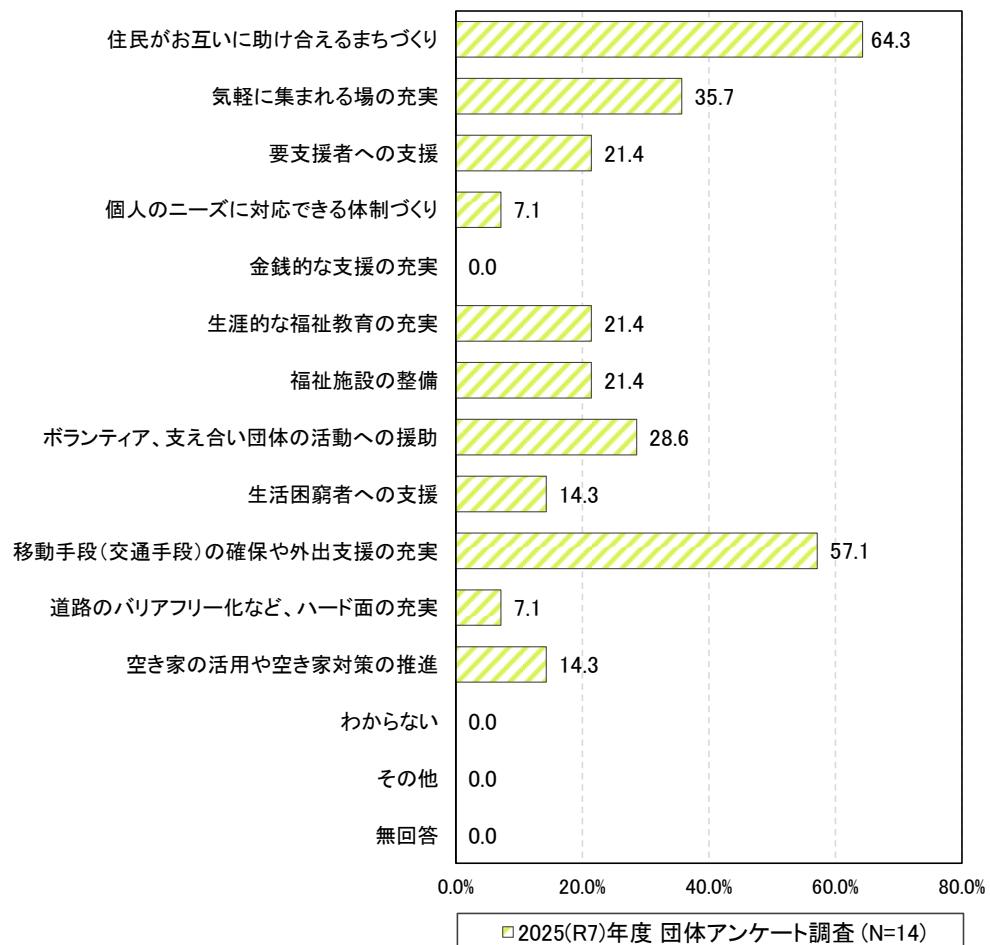
■ 町の福祉に関する評価



資料：筑前町地域福祉に関するアンケート調査報告書

参考データ

■ 筑前町の福祉を推進にあたり重点的に取り組む必要があること



資料：筑前町地域福祉に関する関連団体アンケート調査報告書

5 課題の整理

(1) 地域で支え合い、誰もが参加できるまちに向けて

筑前町では、社会増による人口増加が続く一方で、地域の中での「顔の見える関係」が希薄化しつつあります。

町民アンケートでは「隣近所同士の普段からの付き合い」を重視する声が多く、団体アンケートでも「交流の必要性」が指摘されるなど、新旧住民がつながり合う機会づくりが求められています。また、地域活動やボランティアへの参加経験が少ない人が多く、担い手の高齢化や役員のなり手不足が課題となっています。

これらの状況は、地域全体での「支え合う意識」の醸成と、住民が気軽に参加できる「つながりの場」の再構築を進める必要性を示しています。

筑前町ならではの「温かさと人のつながり」を生かし、地域で支え合う文化を次世代へとつないでいくことが重要です。

(2) 切れ目のない支援で安心して暮らせるまちに向けて

高齢者の増加やひとり親家庭、障がいのある人等、支援を必要とする住民の層が広がるなかで、相談支援や見守りの体制が十分に行き届かない課題が見られます。

団体アンケートやヒアリングでは、「支援が必要な状況を把握する仕組みの充実が望まれる」「支援者間での情報共有や役割分担の明確化が必要」といった意見があり、関係機関・団体の連携や情報共有をより一層進めていくことが課題として挙げされました。

また、生活困窮、健康、子育て等複数の課題を抱える世帯への支援の難しさも指摘されており、「どこに相談すればよいかわからない」といった声も聞かれます。

これらの状況を踏まえ、住民が安心して相談できる、必要なときに利用しやすい相談体制の充実をめざすとともに、支援が必要な人を早期に把握し、関係機関が連携して支援につなぐアウトリーチ等の取り組みを強化していくことが求められます。

(3) 必要な支援が届く安心なまちに向けて

町民アンケートでは、「福祉サービスの情報が入手しづらい」「福祉サービスに関する情報提供を充実してほしい」という声が多く、情報発信の在り方が課題となっています。

また、移動や買い物等日常生活に困難を抱える人が多いことや、防災・防犯体制の強化を求める意見も寄せられました。

これらの状況を踏まえ、町民が必要なときに支援情報を得られる「わかりやすい情報提供」とともに、移動支援・バリアフリー・防災等、安心して暮らせる生活環境の整備を推進していくことが求められます。

第3章

計画の基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系図

1 基本理念



筑前町は、「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」という将来像のもと、自然と人、暮らしと地域が調和したまちづくりを進めてきました。少子高齢化の進行や地域の担い手不足、家族や地域の在り方の変化等、地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現が求められています。

第3次計画の基本理念「学び結ぶ手・掛け合う声・支え合う町ちくぜん」の精神を受け継ぎながら、本計画では、地域の中で人と人が互いに学び、認め合い、助け合うを通して、日常の中に「安心」を育てていくことをめざします。

「学び合い」は、年齢や立場をこえて互いの思いや経験を共有し、気づきや理解を深めること。

「支え合い」は、困りごとを分かち合い、地域全体で支え合う関係を築くこと。

「安心を結ぶ」とは、つながりを広げ、誰もが心豊かに暮らせる環境をともに創り出していくことを意味しています。

町民、地域団体、事業所、行政等、多様な主体が互いを尊重しながら協働することで、「学び合い 支え合い 安心を結ぶ ちくぜん」を実現し、筑前町ならではの温かい地域共生社会を築いていきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で次の3項目を基本目標として、総合的に推進します。

基本目標1

地域で支え合い、誰もが参加できるまち

地域の中で人と人とのつながりを育み、互いに支え合う意識を広げることをめざします。

住民が福祉への理解を深め、地域活動やボランティア等に主体的に参加できる環境の充実に取り組むことで、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざします。

基本目標2

切れ目のない支援で安心して暮らせるまち

生活の中で困りごとを抱えた人が、どこに相談しても支援につながるような相談体制の充実をめざします。

行政や関係機関が連携し、支援が必要な人に寄り添いながら、複合的な課題にも対応できる包括的な支援体制を推進します。

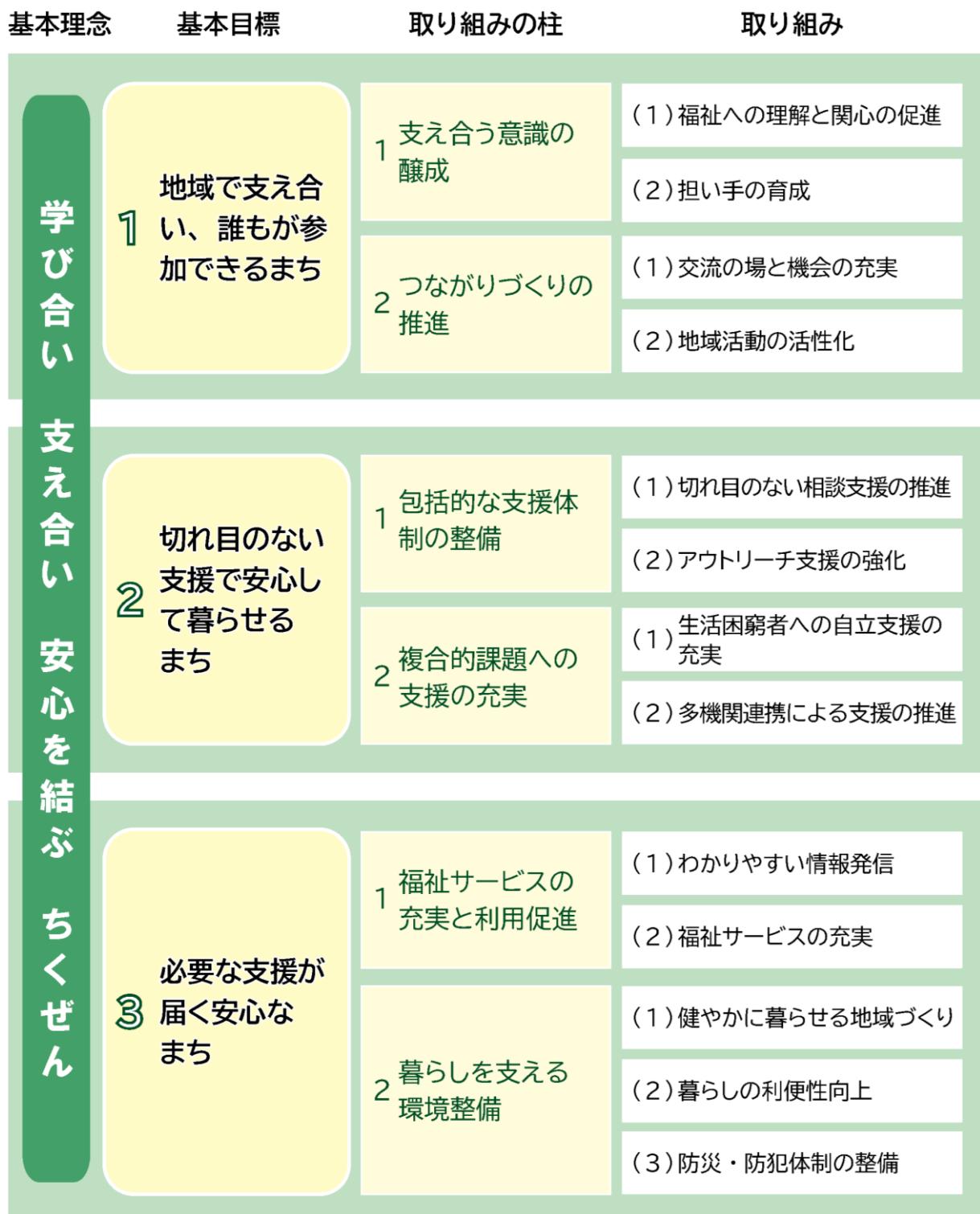
基本目標3

必要な支援が届く安心なまち

誰もが必要なときに必要な支援やサービスを受けられるよう、わかりやすい情報発信や利用しやすい仕組みの充実をめざします。

また、日常生活を支える環境づくりに取り組み、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

3 施策体系図



第4章

計画の推進

1 計画の推進体制

1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、住民一人ひとり、地域の団体や事業所など、多様な主体が役割を分担しながら協力して取り組むことが欠かせません。

そのため、本計画の推進にあたっては、地域福祉を支えるさまざまな担い手が、それぞれの特性や強みを活かしつつ連携し、協働して「地域共生社会」の実現をめざしていくことが重要です。

(1) 住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。

自分の住む地域の状況を知り、身近な課題に気づき、一人ひとりが「自分にできること」を考え行動することが求められます。こうした主体的な参加が、地域全体の支え合いの力を高めていきます。

(2) 地域の組織・団体の役割

行政区、シニアクラブ、民生委員・児童委員をはじめとする地域の組織や団体は、身近な福祉活動の中心的な役割を担っています。

地域にある課題を共有し、その解決に向けて取り組むためには、各組織・団体が単独で活動するだけでなく、互いに連携し協力し合うことが必要です。

(3) ボランティア団体の役割

ボランティア団体は、地域住民の多様な福祉ニーズに柔軟に対応できる存在です。

今行っている活動をさらに充実させるとともに、行政や社会福祉協議会と連携し、活動内容を住民へ積極的に発信することが大切です。

メンバーの高齢化や後継者不足といった課題に向き合いながら、活動が継続できる体制づくりも求められます。

（4）福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供などに積極的に取り組むとともに、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることが大切です。

また、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、既存事業の充実だけでなく、新たなサービスの創出や、住民が地域福祉に参加しやすい環境づくりへの協力も期待されます。

（5）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置付けられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、筑前町社会福祉協議会を筑前町における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

（6）行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目的に、町全体の福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。

本計画に基づき、住民や関係機関等と相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、福祉課を中心に関係各課の緊密な連携を図りながら、町として全課が一体となって施策を推進していきます。

第5章

取り組みの展開

基本目標1 地域で支え合い、誰もが参加できるまち

基本目標2 切れ目のない支援で安心して暮らせるまち

基本目標3 必要な支援が届く安心なまち

基本目標
1

地域で支え合い、 誰もが参加できるまち

1 支え合う意識の醸成

(1) 福祉への理解と関心の促進

■ 取り組みの方向性

住民一人ひとりが福祉を身近に感じ、「自分ごと」として捉えられるよう、わかりやすい情報発信や体験的な学びの機会を充実させます。

性別・年齢・障がいの有無等に関わらず、多様な立場の人への理解が深まり、互いを尊重しながら支え合う意識が育つよう、福祉や人権に関する教育・啓発を町全体で進めます。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 身近な福祉や人権のテーマに関心を持ち、講演会・研修会等、学べる機会に積極的に参加しましょう。
- ◆ 広報紙やパンフレット等から正しい情報を得て、地域の福祉への理解を深めましょう。
- ◆ 自分ができる小さな支え合いの行動（見守り、声かけ、ボランティア参加等）を生活の中で考え、できることから取り組みましょう。
- ◆ 困っている人を見かけたら見過ごさず、「地域の仲間」として寄り添い、できる範囲で手助けしましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 地域活動の中で、地域の課題や福祉・人権について学ぶ場を設け、参加しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
- ◆ 福祉学習やボランティア活動を実施する際は、町内に広く周知し、住民が気軽に参加できる機会をつくりましょう。
- ◆ 多世代が交流できる機会を増やし、地域のつながりづくりを進めましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 広報紙・ホームページ・SNS 等、多様な媒体を活用し、わかりやすい広報啓発を行います。
- ◆ 児童・生徒を対象とした福祉教育をさらに充実させ、体験を通じて「支え合い」の心を育てます。
- ◆ 町民向けの研修会・体験講座を企画し、福祉への理解を深める場を継続的に提供します。
- ◆ 地域や団体が行う福祉関連の会議・学習会へ積極的に参加し、連携を強化します。
- ◆ 地域の先進的な取り組みやボランティア活動の魅力を SNS 等で発信し、参加の輪を広げます。
- ◆ 情報が届きにくい方に対しても、多様な方法で必要な情報が届く仕組みづくりに努めます。

● 行政の取り組み

- ◆ 誰もが福祉に関心を持ち、人権を尊重し合える社会をめざして、わかりやすく効果的な広報啓発を進めます。
- ◆ イベント・ボランティア活動等の情報を広報紙・ホームページ・SNS 等で丁寧に発信し、住民の参加を促します。
- ◆ 講演会や研修会、体験学習等の機会を通じて、福祉に対する理解や支え合いの意識が高まるよう努めます。
- ◆ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協働し、地域の課題把握や資源の掘り起こしを進め、より良い地域づくりにつなげます。

（2）担い手の育成

■ 取り組みの方向性

地域のさまざまな活動を支える担い手が、無理なく、楽しみながら関わり続けられる仕組みを検討します。

住民一人ひとりの「できること」が地域の力として生かされるよう、参加のきっかけづくりや、初めての人でも取り組みやすい環境づくりを進めます。

また、地域団体・社会福祉協議会・行政が連携し、年代や立場を問わず多様な人材が活躍できるよう、継続的な育成体制の強化に努めます。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 地域のボランティア活動や行政区活動等、身近な地域活動に関心を持ちましょう。
- ◆ 自分ができるを見つけて、無理のない範囲で、楽しみながら取り組みましょう。
- ◆ さまざまな社会活動に積極的に参加しましょう。
- ◆ 困っている人に気づいたとき、声をかけたり、支援につなげたりする「見守りの一歩」を大切にしましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 地域の行事やサロン活動等を通じて、誰もが参加しやすいボランティアのきっかけづくりを進めましょう。
- ◆ 年齢や性別に関わらず、多様な人が担い手として活躍できるよう受け入れ体制・育成に取り組みましょう。
- ◆ 高齢者の経験や知識を地域活動に活かす機会をつくりましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 地域福祉活動の重要性を伝えるため、講座・研修の充実を図ります。
- ◆ ボランティアセンターとして、周知・啓発・活動支援・調整・養成・研修等の取り組みを推進します。
- ◆ 町内で活動するボランティア団体・個人の活動内容を発信し、ボランティアの意義や魅力を伝える取り組みを進めます。

● 行政の取り組み

- ◆ ボランティアの中核を担うボランティアセンターと連携し、支援体制の強化に努めます。
- ◆ ボランティアやNPO等に関する情報を提供し、住民の参加を促進します。
- ◆ 研修に講師を派遣するなど、担い手育成に向けた支援の充実を図ります。
- ◆ 生きがい就労やボランティア活動への参加の促進を図ります。

2 つながりづくりの推進

（1）交流の場と機会の充実

■ 取り組みの方向性

住民が気軽に集い、ふれあい、つながれる「場」と「機会」を町内に広げることで、孤立を防ぎ、地域に安心感と親しみを育てます。

公民館・サロン・地域行事等、身近な施設・活動を活用するだけでなく、世代や立場を超えた交流が自然と生まれる仕組みづくりを進めます。

また、地域住民・関係団体・社会福祉協議会・行政が協働し、誰もが参加しやすく、多様な人が役割を持つ交流環境を整えることで、地域のつながりを継続的に育んでいきます。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 周りの人とあいさつや声かけを行い、日常のつながりを大切にしましょう。
- ◆ 家族や友人を誘って、地域の行事やサロン等に積極的に参加しましょう。
- ◆ 自分ができるを見つけ、無理のない範囲で楽しみながら地域活動に関わりましょう。
- ◆ 公民館など身近な施設を、集いの場として気軽に利用しましょう。
- ◆ 公共施設を利用する際は、マナーを守り気持ちよく利用しましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 性別や年齢を問わず、誰もが参加しやすいイベントや居場所づくりに配慮しながら、取り組みを進めていきましょう。
- ◆ 地域全体でのあいさつや声かけを大切にする取り組みを進めていきましょう。
- ◆ 地域の仕事や役割を分担し、協力しながら活動を進めましょう。
- ◆ 行政区等において地域課題を話し合い、地域として解決策を考えていきましょう。
- ◆ こどもが参加できる取り組みを通じて、交流の機会を大切にしていきましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 地域で取り組む居場所づくりや交流の場づくりを支援します。
- ◆ いきいきサロンの活動や、地域独自の取り組みが継続できるよう支援します。
- ◆ 赤い羽根共同募金の助成を通じ、地域の活動を応援します。
- ◆ 高齢者・障がいのある人・こども・子育て家庭等、同じ環境にある人同士がつながり、悩みを共有できる交流の機会を充実させます。

● 行政の取り組み

- ◆ 世代間交流や地域のつながりづくりを支援します。
- ◆ 自治組織等の円滑な運営を支援し、地域と行政との情報共有・課題共有を進めます。
- ◆ 地域同士が連携し、地域の強みを高めえる仕組みづくりを進めます。
- ◆ 住民のつながりが広がる地域づくりを進めます。
- ◆ イベント情報の提供や活動助成を通じ、居場所づくりや交流の促進を支援します。
- ◆ 公民館の機能を活かし、住民が学び・交流できる講座や行事の開催に努めます。

（2）地域活動の活性化

■ 取り組みの方向性

地域が抱える課題や将来の姿について、住民同士が対話し、協力しながら解決に向けて取り組めるよう、地域活動の基盤づくりを進めます。

地域団体や支え合い活動の担い手が横につながり、お互いの強みを活かし合うことで、活動の質や広がりが高まるよう支援します。また、住民が地域の情報を得やすくし、参加しやすい雰囲気をつくることで、地域づくりに主体的に関わる人が広がるよう努めます。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 地域の出来事や周囲の人・団体に関心を持ち、地域の話し合いやワークショップ等に参加しましょう。
- ◆ 「広報ちくぜん」や「社協だより」等の地域情報誌を活用し、地域情報を把握しましょう。
- ◆ 自分ができる範囲で、地域の団体や活動に協力しましょう。
- ◆ 町のイベントに積極的に参加し、よりよい地域づくりに参画しましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 地域課題（困りごと）について話し合い、地域内での解決策を考えていきましょう。
- ◆ 各団体で活動の方向性や課題を話し合い、改善に取り組みましょう。
- ◆ 支え合い・見守り活動を行う団体同士が連携し、活動の充実を図っていきましょう。
- ◆ 住民が参加しやすい体制づくりに努め、活動内容や魅力を積極的に発信しましょう。
- ◆ 地域同士の横断的なつながりを大切にしながら、課題を共有し合う地域ネットワークの充実を図っていきましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 地域団体のリーダー育成のため、学習会や研修の充実を図ります。
- ◆ 団体の抱える課題解消に向け、相談支援や情報提供を行い、活動の充実を支援します。
- ◆ 地域や行政区で行われている活動や行事を紹介し、団体間の連携促進につなげます。
- ◆ 地域交流・つどいの場活動の情報を発信し、住民が参加しやすい環境づくりを支援します。

● 行政の取り組み

- ◆ 地域福祉に関わる団体と連携し、広報や活動の場の提供等、活動支援に努めます。
- ◆ 支え合い活動を活性化する仕組みづくりを推進します。
- ◆ 団体・グループの取り組みの情報発信に協力し、住民の参加を促します。
- ◆ さまざまな業種や地域の人が集い、町の課題や新たな価値について共に考える場づくりを検討します。
- ◆ 行政区の運営支援や、行政と地域の情報共有・課題共有を進めます。

基本目標
2

切れ目のない支援で
安心して暮らせるまち

1 包括的な支援体制の整備

(1) 切れ目のない相談支援の推進

■取り組みの方向性

住民が困りごとを抱えた際に、安心して支援につながれる相談体制を整えます。

行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等、多様な機関が役割を活かしながら連携し、切れ目なく支援につなげる仕組みを強化します。

また、相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりを進め、地域の誰もが支援につながりやすい「切れ目のない相談支援」を推進します。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 行政、社会福祉協議会等の相談窓口や民生委員・児童委員等の地域の相談役に気軽に相談しましょう。
- ◆ 広報紙やホームページ等から、相談窓口の情報を得るよう努めましょう。
- ◆ 困りごとを抱えている家族や近所の人に気づいたときは、相談窓口の情報を伝えるなど、早期の支援につながる声かけを大切にしていきましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 困っている人を見かけたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介し、支援につなぎましょう。
- ◆ 民生委員・児童委員や行政区長は、地域の身近な相談役として住民に寄り添いましょう。
- ◆ 福祉サービス事業者は、利用者の意見や状況に寄り添い、利用者主体のサービス提供に努めましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 心配ごと相談事業や障害者相談支援事業所等の窓口を周知し、住民が相談しやすい環境を整えます。
- ◆ 心配ごと相談員への研修により、相談対応の質の向上を図ります。
- ◆ 外出が難しい人には電話・訪問等、柔軟に対応し、誰もが相談できる体制を整えます。
- ◆ 各機関の相談窓口と連携し、複合的な課題の解決に努めます。
- ◆ 社会福祉協議会職員の研修参加等により専門性の向上に取り組みます。

● 行政の取り組み

- ◆ 地域包括支援センターや専門相談機関の周知と利用促進を図ります。
- ◆ 行政職員の資質向上のため、研修等に積極的に参加します。
- ◆ 庁内各課の連携を密にして迅速な支援につなげます。
- ◆ ワンストップサービスの推進に努め、多様な相談に対応できる体制を整えます。
- ◆ 福祉支援を必要とする人が安心して生活できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ◆ 重層的支援体制の整備に向けて、その具体的な方法や体制について検討します。

(2) アウトリーチ体制の強化

■ 取り組みの方向性

相談窓口につながることが難しい人にも支援が行き届くよう、地域の「気づき」と専門機関の連携を強化し、必要な支援をこちらから届ける体制づくりを進めます。

地域の見守り力と専門職による訪問・相談支援を組み合わせ、早期に支援につながる仕組みについて、その方法や体制の在り方を検討します。

民生委員・児童委員、行政区長、ボランティア、福祉サービス事業者等、多様な担い手が協働し、分野横断で動ける地域全体のアウトリーチ体制を強化します。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 困っている人や最近見かけなくなった人に対して、声かけや安否確認の意識を持ちましょう。
- ◆ 家族や近所の人の変化に気づいたら、相談窓口や地域の相談役（民生委員・児童委員等）につなぎましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 地域の行事やサロン活動等を通じて、支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなぎましょう。
- ◆ 民生委員・児童委員、行政区長、ボランティア等が協働し、訪問や声かけによる見守り体制を強化しましょう。
- ◆ 福祉サービス事業者は、利用者宅への訪問時に気づいた課題を関係機関と共有し、支援につなげましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 相談窓口に来ることが難しい人に対し、訪問相談・電話相談等、多様な方法で支援を届けます。
- ◆ 地域の相談役（民生委員・児童委員、心配ごと相談員等）と連携し、必要な人に必要な支援が届くよう支援体制を構築します。

● 行政の取り組み

- ◆ 関係課・機関の情報を共有し、多様な困りごとに対して迅速にアウトリーチできる体制を強化します。
- ◆ 支援を必要としている住民の相談につながるよう、住民からの相談や地域からの「気づき情報」を受け付ける体制を整えます。
- ◆ 高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者等に対し、分野横断での支援が行えるアウトリーチの仕組みを強化します。

2 複合的課題への支援の充実

（1）生活困窮者への自立支援の充実

■ 取り組みの方向性

生活に不安を抱える住民が、早い段階から相談につながり、必要な支援を継続的に受けられるよう、自立相談支援機関や社会福祉協議会等との連携を図ります。

相談しやすい環境を整えるとともに、金銭管理・就労・生活再建等、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が提供できる体制づくりを進めます。

また、地域全体で支援が必要な方を見逃さず、必要な支援につながるよう、地域住民・関係団体・社会福祉協議会・行政が協働して自立支援を推進します。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 日頃から地域とのつながりを大切にし、困りごとを抱え込まないようにしましょう。
- ◆ 困ったと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 支援が必要だと思われる人を見かけたら、関係機関へ相談・連絡しましょう。
- ◆ 気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
- ◆ 民生委員・児童委員やボランティア等は、研修等の機会を活用し、必要な知識への理解を深めていきましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 行政と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
- ◆ 生活福祉資金貸付事業を通じ、生活再建に向けた支援を行います。
- ◆ 日常生活自立支援事業により、福祉サービス利用や日常的な金銭管理を支援します。
- ◆ 町内の社会福祉法人と協力し、生活困窮者への支援を行います。

● 行政の取り組み

- ◆ 生活困窮者自立支援法等に基づく制度について周知を図り、住民が必要な支援につながりやすくなるよう情報提供に努めます。
- ◆ 経済的困難を抱える人が適切な支援を受けられるよう、福岡県自立相談支援事務所（困りごと相談室）等の関係機関との連携を図ります。
- ◆ 必要な経済的支援やサービス提供が行えるよう、国や県に制度の充実を要望していきます。

（2）多機関連携による支援の推進

■ 取り組みの方向性

地域の小さな気づきから支援につながる体制を整え、支援が必要な人を早期に把握できる仕組みを強化します。

また、生活困窮や高齢・障がい、子育て等複合的な課題に対して、行政・社会福祉協議会・地域・専門機関が役割を分担しながら連携し、切れ目のない支援へつなげます。

住民一人ひとりが声かけや見守りを通じて関わり、地域全体で困りごとを抱え込まない環境づくりを進めます。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 日常のあいさつや声かけを通じて、地域の中に小さなつながりをつくり、支援が必要な人に気づくきっかけを大切にしましょう。
- ◆ 困っている様子の人を見かけたときは、民生委員・児童委員や相談窓口等につなぎましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 地域のニーズや困りごとを把握し、行政・社会福祉協議会等と情報交換を行いましょう。
- ◆ 高齢者・障がいのある人等、支援を必要とする人の見守りを強化し、気づいたことを関係機関に繋げましょう。
- ◆ こどもや家庭の様子に关心を持ち、学校・子育て機関と連携して見守りを続けましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 行政等関係機関と連携し、見守りが必要な人への対応を強化します。
- ◆ 民生委員・児童委員等と連携し、地域での支え合いを広げます。
- ◆ 複合課題を抱える世帯に対し、関係機関とケース会議を開催し、継続的な支援方針を共有します。

● 行政の取り組み

- ◆ 地域包括支援センター、子育て支援、障がい福祉、生活困窮、自立相談等、各担当課が連携し、支援が必要な人に迅速に対応します。
- ◆ 関係機関・団体等と情報共有し、見守りネットワークを強化します。
- ◆ 見守り活動や各団体の役割を住民に周知し、理解を深めます。

基本目標
3

必要な支援が届く安心なまち

1 福祉サービスの充実と利用促進

(1) わかりやすい情報発信

■ 取り組みの方向性

住民が必要な情報を得られ、適切な福祉サービスにつながるよう、紙・Web・地域の場など多様な媒体を活用し、誰にとっても理解しやすい形で情報を届けます。

また、地域や関係団体と協力し、さらにわかりやすい情報発信に努め、地域全体で情報格差をなくし、サービスの利用促進につなげます。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 福祉制度やサービスに関心を持ち、広報紙や説明会等から積極的に情報収集しましょう。
- ◆ 地域の交流の場に参加し、必要な情報を得るとともに、得た情報を周囲の人にも伝えましょう。
- ◆ 高齢者や子育て世帯等、情報を得にくい人にも声をかけたり伝えたりし、地域で情報格差を減らすよう協力しましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 福祉関係機関や商店等は、行政情報・地域情報の提供に協力しましょう。
- ◆ 民生委員・児童委員等の地域福祉活動者と連携し、困りごとを抱える人に必要な情報を伝え、サービス利用につながるよう支援しましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 「社協だより」等を活用し、社会福祉協議会の活動や福祉サービスの情報をわかりやすく提供します。
- ◆ 各事業を通じて情報提供に努めます。
- ◆ 福祉サービスや事業パンフレットを作成し、住民が必要な情報を得られるようにします。
- ◆ 紙・Web 等複数の形式で情報発信を行い、誰にでもアクセスしやすいマルチメディア発信を進めます。

● 行政の取り組み

- ◆ 広報紙やパンフレット等を読みやすくわかりやすい内容とし、専門用語をできるだけ使わずに発信します。
- ◆ 各種団体との連携を強化し、情報交換や勉強会等の支援の充実を図ります。
- ◆ 多様な媒体を通じて町の福祉サービスの情報をわかりやすく伝えます。
- ◆ 紙・Web 等複数の形式で情報発信を行い、誰にでもアクセスしやすいマルチメディア発信を進めます。

(2) 福祉サービスの充実

■ 取り組みの方向性

住民が安心して暮らし続けられるよう、高齢者・障がい者（児）・こども等多様なニーズに対応した福祉サービスの質を高め、利用しやすい環境を整えます。

利用者の声を丁寧に受け止め、事業者・社会福祉協議会・行政が連携して、適切なサービスを提供します。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 自分の生活に関わる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
- ◆ 行政や福祉サービスを提供する事業者等に対して、サービスへの意見・要望・アイデアを積極的に伝えましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 福祉サービスを提供する事業者は利用者の意見・要望を丁寧に把握し、よりよいサービス提供に努めましょう。
- ◆ サービス従事者研修を行い、専門性や対応力の向上を図りましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 高齢者・障がいのある人への在宅支援サービスを継続し、地域での生活を支えます。
- ◆ 日常生活自立支援事業を通じて、自立した生活を送ることができるための支援をします。
- ◆ 複合的課題に対して関係機関・団体と連携し、課題解決に努めます。
- ◆ 住民の声を行政・事業者と共有し、継続事業の改善や新規事業の検討に取り組みます。

● 行政の取り組み

- ◆ 福祉サービス事業者への研修や連携支援を行い、質の高いサービス提供を促進します。
- ◆ 住民の意見・要望・アイデアを聞き取り、サービスの提供方法や内容を工夫します。
- ◆ 「高齢者福祉計画」「障がい福祉計画」「こども計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。
- ◆ 福祉サービス提供者に対し、研修や講習会等の情報を提供し、技術の向上を図ります。
- ◆ 障がい者就労施設などの物品・サービスを率先して利用します。

2 暮らしを支える環境整備

(1) 健やかに暮らせる地域づくり

■ 取り組みの方向性

町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築をめざしています。

住民が健康でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防・生きがい活動を促進します。

また、行政・社会福祉協議会・地域団体が連携し、地域の実情に応じた予防的な取り組みや相談支援を進めることで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できる体制を強化します。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして「自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 近所の仲間とウォーキングや体操等を行い、健康づくりを習慣化しましょう。
- ◆ 生涯学習・スポーツ・就労等、意欲に応じて生きがいの場を見つけ、自分らしい暮らしを実践しましょう。
- ◆ 公民館の「いきいきサロン」等に参加し、仲間づくりや世代間交流を楽しみましょう。
- ◆ 特定健診やがん検診を受診し、自らの健康状態を把握しましょう。
- ◆ 食事や運動等の生活習慣に配慮し、生涯にわたって健康づくりに取り組みましょう。
- ◆ こころの健康に关心を持ちましょう。
- ◆ 悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 地域でウォーキング・体操等の健康づくりイベントを推進しましょう。
- ◆ 健康づくりや介護予防について話し合う機会を設け、地域の実情に合った取り組みを進めましょう。
- ◆ いきいきサロンや交流の場（つどいの場）等を開設したい場合は、社会福祉協議会へ相談しましょう。
- ◆ 住民の知識や経験を次世代に伝える機会をつくりましょう。
- ◆ 公民館活動等を継続し、住民の生きがいづくりを推進しましょう。
- ◆ 自殺言動がある人などの情報を関係機関へ連絡しましょう。
- ◆ 自殺言動がある人などを相談窓口へつなげましょう。

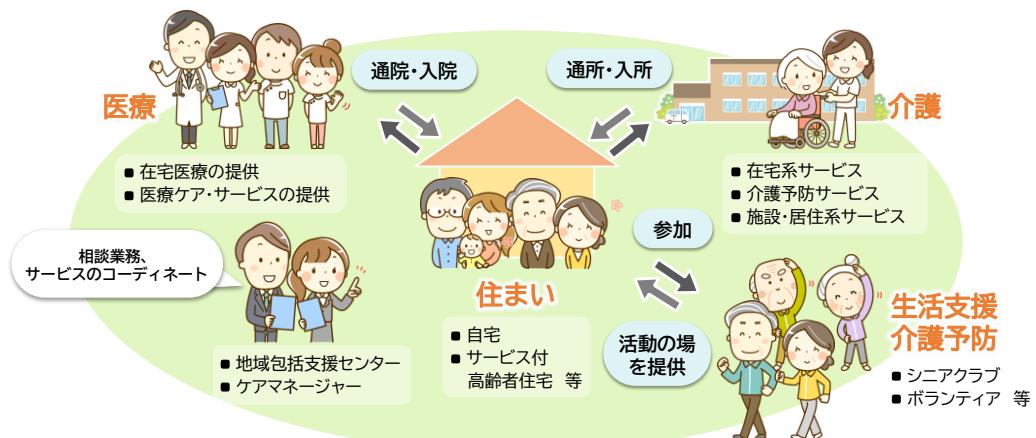
● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ いきいきサロン事業や交流の場（つどいの場）等を通じて介護予防を推進します。
- ◆ 出前講座を通じて、地域の交流を深めます。
- ◆ 筑前町の福祉サービス・事業パンフレットを作成し、住民にわかりやすく提供します。
- ◆ いきいきサロン事業で地域の実情に応じた生きがいづくりを推進します。
- ◆ 職員が地域の活動に積極的に参加し、「社協だより」等を通じて情報発信します。
- ◆ 自殺リスク要因を減らすための事業の情報提供、相談窓口を充実します。
- ◆ 行政、社会福祉法人等と連携し、自殺予防に取り組みます。

● 行政の取り組み

- ◆ 認知症予防教室、運動教室等の介護予防事業の充実を図ります。
- ◆ 認知症の人や家族を支える地域支援体制を構築し、認知症ケアの向上を図ります。
- ◆ 生涯学習の機会を充実し、住民活動・生きがい活動を支援します。
- ◆ シルバー人材センターの活動を支援します。
- ◆ 地域包括ケアシステムを推進し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられる環境を整えます。
- ◆ 健康づくりに関する情報提供や啓発を通じて、理解の促進を図ります。
- ◆ 健康教育・健康相談・訪問相談（指導）等の充実に努めます。
- ◆ 受診しやすい健（検）診体制の充実に努めます。
- ◆ 治療や精密検査が必要な人を医療機関受診につなげる取り組みの充実を図ります。
- ◆ 高齢者の保健事業と介護予防が一体的に進むよう、取り組みの充実を図ります。
- ◆ 自殺のおそれや自殺念慮のある方に関する情報を適切に共有し、関係者間で支援方針を確認することで、相談体制の充実を図ります。
- ◆ 自殺対策に関する正しい知識や理解を広めるとともに、相談窓口の周知を進め、自殺の未然防止につなげていきます。

〈 地域包括ケアシステムのイメージ 〉



(2) 暮らしの利便性向上

■ 取り組みの方向性

誰もが安心して移動し、快適に暮らせるよう、引き続きバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進や公共交通の利便性向上、生活環境の整備を図ります。

また、地域住民・関係団体・社会福祉協議会・行政が協力し、環境美化や安全なまちづくりに取り組みます。

移動手段の確保や住環境整備を通して、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしい生活が続けられる地域をめざします。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 地域の環境美化活動に参加し、きれいで気持ちよいまちづくりに協力しましょう。
- ◆ 障がい者用駐車場に駐車しない、点字ブロック上に物を置かない等、すべての人が利用しやすい環境づくりを意識しましょう。
- ◆ バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を理解し、協力しましょう。
- ◆ 公共交通機関・バス停・駅はマナーを守って使いましょう。
- ◆ 無理のない範囲で公共交通を活用し、地域交通を支えましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 地域での環境美化活動を大切にしながら進めていきましょう。
- ◆ 道路等の危険箇所について、行政への情報提供を心がけていきましょう。
- ◆ 商店・事業所等はバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設整備に努めましょう。
- ◆ ポイ捨て・不法投棄・ペットの放し飼いを防ぐため、住民へ呼びかけましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する福祉教育を推進します。
- ◆ 手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。
- ◆ 介護福祉用具の貸与を行い、安心して暮らせる生活環境づくりに貢献します。

● 行政の取り組み

- ◆ 高齢者や障がいのある人等の移動が困難な人への支援を検討・推進します。
- ◆ 「チョイソコちくちゃん」は「オンデマンドバス（予約型バス）」と呼ばれる乗り合いバスで、筑前町全域で運行します。
- ◆ バリアフリー・ユニバーサルデザインについて広報紙等で周知します。
- ◆ 路線バス・鉄道等の公共交通の必要性や利用情報を積極的に発信します。
- ◆ 各事業者や団体と協働して公共交通の利用促進イベント等を実施し、利用を広く呼びかけます。
- ◆ 路線の維持や減便防止に努めます。
- ◆ 公共交通と地域交通の円滑な接続により、双方の利便性の向上に努めます。
- ◆ 快適な住環境の確保に努めます。
- ◆ ヘルプマークの普及を促進します。

（3）防災・防犯体制の整備

■ 取り組みの方向性

災害や犯罪から住民の生命・安全を守るため、地域での防災訓練や見守り活動を充実させるとともに、行政・社会福祉協議会・警察・消防等、関係機関が連携した防災・防犯体制を強化します。

あわせて、住民一人ひとりが備蓄や防災知識の習得など自助の意識を高め、地域と共に災害・犯罪へ備える取り組みを推進します。

ハザード情報、避難支援、犯罪情報の共有等、平常時からの準備と啓発を進めることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

取り組み内容

● 住民一人ひとりの取り組み

- ◆ 「自分の命は自分で守る」意識を持ち、防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ◆ ハザードマップで危険箇所・避難経路を確認しましょう。
- ◆ 備蓄や非常用持出袋を準備し、災害に備えましょう。
- ◆ 防災行政無線個別受信機、防災アプリ等を活用しましょう。
- ◆ 夜道では明るい道を歩く、周囲を警戒するなど、日常の防犯対策を実践しましょう。
- ◆ 不審な電話やメールが届いたら家族・警察等に相談しましょう。
- ◆ 大切な命を守るためシートベルトやチャイルドシートの着用を徹底しましょう。
- ◆ 車の運転は無理をしないように家族で話し合い、運転に自信がなくなったら運転免許証を返納して公共交通機関等を利用しましょう。
- ◆ 飲酒運転を絶対にしないように声をかけ合いましょう。
- ◆ 自転車のヘルメット着用や交通ルールの遵守に努めましょう。

● 地域・関係団体などの取り組み

- ◆ 地域の避難訓練を定期的に開催し、実効性のある訓練を進めましょう。
- ◆ 避難行動要支援者を把握し、災害時に迅速な避難支援を行いましょう。
- ◆ 自主防災組織の活動の充実を図っていきましょう。
- ◆ 消防団の活動を理解し、地域で支援しましょう。
- ◆ 不審者や危険箇所の情報を共有し、地域で注意喚起しましょう。
- ◆ 登下校時の子どもの見守りを大切にしていきましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

- ◆ 災害ボランティアセンター設置マニュアルを再整備し、行政と連携して運営訓練等を実施します。
- ◆ 平常時から町内の社会福祉法人等と連携を強め、災害時の支援体制の構築に努めます。
- ◆ 災害後のボランティア活動希望者への保険助成を行います。
- ◆ いきいきサロン等で悪徳商法等の防犯講習を行い、被害防止を呼びかけます。
- ◆ 関係団体と協働して防犯活動に取り組みます。

● 行政の取り組み

- ◆ 災害時に支援が必要な人から同意を得て登録した避難行動要支援者名簿を整備し、緊急時の避難支援に活用するとともに、平常時からの見守りにも活用していきます。
- ◆ 防災・減災対策の推進と啓発に努めます。
- ◆ 地域で行う防災訓練を支援します。
- ◆ 多様な伝達手段による防災情報の迅速かつ的確な発信に努めます。
- ◆ 消防団・自主防災組織の活動を支援します。
- ◆ 住民の命を守ることを最優先に考え、危機管理体制の強化を図ります。
- ◆ 警察等と連携し、犯罪情報の収集・発信に努めるとともに、防犯意識の向上に向けた啓発を進めています。
- ◆ 住民組織の防犯活動を支援し、地域で犯罪のないまちづくりを推進します。
- ◆ 交通安全に関する啓発に努めます。
- ◆ 加齢による身体的变化（視覚や判断力の低下など）が運転にどのような危険を及ぼすのか高齢運転者にわかりやすく伝えます。
- ◆ 登下校の安全見守りや危険箇所の改善など、地域や関係機関と連携して交通安全のための環境整備を行います。

第6章

社会福祉協議会の取り組み

1 取り組みの体系

2 具体的な事業・活動内容

基本目標1 地域で支え合い、誰もが参加できるまち

基本目標2 切れ目のない支援で安心して暮らせるまち

基本目標3 必要な支援が届く安心なまち

1 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み
<p>基本目標 1</p> <p>地域で支え合 い、誰もが参 加できるまち</p>	<p>1 支え合う意 識の醸成</p> <p>2 つながりづ くりの推進</p>	<p>1 広報活動の推進 2 いきいきサロン事業 3 ボランティアセンター情報の発信 4 ボランティアセンター運営事業 5 各種ボランティア講座の実施 6 生活支援コーディネーター事業 7 生活支援コーディネーター事業（情報発信） 8 住民参加型有償生活支援サービス事業 9 いきいきサロン応援隊の育成 10 障がい者のつどい 11 コミュニケーション講座の実施 12 楽しく学ぶ手話体験講座の実施 13 福祉教育の推進 14 福祉協力校への助成 15 福祉教育用具の貸与 16 地域福祉活動を推進するための助成 17 担い手講座の実施 18 まちづくり出前講座</p> <p>1 広報活動の推進 【再掲】 2 いきいきサロン事業 【再掲】 3 在宅介護者リフレッシュ事業 4 ボランティアセンター運営事業 【再掲】 5 各種ボランティア講座の実施 【再掲】 6 生活支援コーディネーター事業（つどいの場への支援） 7 高齢者のつどい～縁俱楽部～ 8 小物づくり講座の実施 9 いきいきサロン応援隊の育成 【再掲】 10 シニアクラブ運営支援 11 シニアクラブ連合会への助成金及び支援 12 遺族会への助成金及び支援 13 障がい者のつどい 【再掲】 14 コミュニケーション講座の実施 【再掲】 15 楽しく学ぶ手話体験講座の実施 【再掲】 16 身体障がい者福祉協会への助成金及び支援 17 障がい者小規模作業所への助成金 18 レクリエーション用具の貸与 19 ボランティア連絡協議会への助成金及び支援 20 地域福祉活動を推進するための助成 【再掲】 21 まちづくり出前講座 【再掲】</p>

基本目標	取り組みの柱	取り組み
基本目標 2 切れ目のない 支援で安心して 暮らせるまち	1 包括的な支援体制の整備 2 複合的課題への支援の充実	1 心配ごと相談事業 2 障害者相談支援事業 3 障害者支援区分認定調査 4 生活困窮相談支援事業 5 日常生活自立支援事業 6 生活支援コーディネーター事業 【再掲】 7 社会福祉法人連絡会

基本目標	取り組みの柱	取り組み
基本目標 ③ 必要な支援が 届く安心なまち	1 福祉サービスの充実と利用促進	1 広報活動の推進 【再掲】 2 心配ごと相談事業 【再掲】 3 障害者相談支援事業 【再掲】 4 障害者支援区分認定調査 【再掲】 5 手話・要約筆記奉仕員派遣事業 6 在宅介護者リフレッシュ事業 【再掲】 7 日常生活自立支援事業 【再掲】 8 生活支援コーディネーター事業 【再掲】 9 生活支援コーディネーター事業（情報発信）【再掲】 10 介護福祉用具の貸与 11 社会福祉法人連絡会 【再掲】
	2 暮らしを支える環境整備	1 広報活動の推進 【再掲】 2 心配ごと相談事業 【再掲】 3 いきいきサロン事業 【再掲】 4 障害者相談支援事業 【再掲】 5 手話・要約筆記奉仕員派遣事業 【再掲】 6 在宅介護者リフレッシュ事業 【再掲】 7 日常生活自立支援事業 【再掲】 8 生活支援コーディネーター事業 【再掲】 9 住民参加型有償生活支援サービス事業【再掲】 10 シニアクラブ運営支援 【再掲】 11 高齢者のつどい～縁俱楽部～ 【再掲】 12 介護福祉用具の貸与 【再掲】 13 福祉教育の推進 【再掲】 14 バス停管理 15 レクリエーション用具の貸与 【再掲】 16 防災・災害時支援事業 17 「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」の見直し 18 災害ボランティアセンター設置マニュアルの再整備 19 近隣社協と青年会議所との災害時の連携と協力 20 社会福祉法人連絡会 【再掲】

2 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業及び今後実施を計画している取り組みごとに、その具体的な内容や財源、実施年度、主な協力・助成団体を以下に記載します。

基本目標1 地域で支え合い、誰もが参加できるまち

1 支え合う意識の醸成

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	広報活動の推進	<p>社協の事業や地域における福祉活動などを広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人などへ向けた「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を町内の学校や福祉施設、関係機関等へ配布するとともに、パソコンやスマートフォンなどからでも聞くことができるよう、社会福祉協議会ホームページへの掲載を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「社会福祉協議会だより」「声の社会福祉協議会だより」(年4回発行) ●「共同募金だより」の発行(3月) ●「広報ちくぜん」及び町公式LINEによる福祉関連情報の発信 ●ホームページを随時更新 			○		継続	<ul style="list-style-type: none"> ●区長会 ●ちくぜん虹の会(朗読ボランティア)
2	いきいきサロン事業	住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域のみんなが主体性をもって支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロンを地域の人と推進していきます。また、園児・小学生との交流や福祉教育への協働など、多様な交流の場となるよう取り組みます。				○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●いきいきサロン応援隊

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
3	ボランティアセンター運営事業	<p>「できる人が できるときに できることを」を合言葉に、地域住民のボランティアの理解と関心を高め、ボランティア活動の推進及び支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア（団体、個人）の登録受付 ●ボランティアの依頼対応及びボランティアの調整 ●ボランティアに関する保険の受付 ●ボランティア交流会等の実施 ●ボランティアに関する情報提供 ●ボランティアセンター運営委員会を年2回実施 ●小中学生を対象にした「筑前町ボランティア部」の運営 				○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンター登録団体、個人 ●ボランティアセンター運営委員
4	ボランティアセンター情報の発信	<p>ボランティアセンターやボランティア活動などを広く住民に情報発信し、センター活動の周知及びボランティア活動についての啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「ボランティアセンターだより」「声のボランティアセンターだより」（年3回発行） ●ホームページを随時更新 				○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●区長会 ●ちくぜん虹の会（朗読ボランティア）
5	各種ボランティア講座の実施	ボランティアセンターが地域住民のボランティア活動の推進やボランティア自身のスキルアップを目的に講座を実施します。				○	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンター登録団体、個人 ●ボランティア連絡協議会 ●事前登録災害ボランティア ●筑前町ボランティア部
6	生活支援コーディネーター事業	いつまでもこの地域で暮らしていくように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。また、地域や個別の相談に対し、スポット的に介入し、関係機関との連携も踏まえ、寄り添い支援に努めます。				○	継続	—

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
7	生活支援コーディネーター事業 (情報発信)	生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）が地域活動や団体活動を取材し、「LINE 脳若365」を通じて情報を発信します。				○	継続	—
8	住民参加型有償生活支援サービス事業	住民主体による生活支援の実施者である「かせし隊」の運営や支援者増員への働きかけを行います。また、「かせし隊」の地域福祉に対する理解を深め、利用者への寄り添い支援が行えるよう、スキルアップ講座を実施します。				○	継続	—
9	いきいきサロン応援隊の育成	いきいきサロンで行う体操やレクリエーション技術と知識を取得する研修会をします。また、福祉課と協力し隊員確保への取り組みを行います。			○		継続	●いきいきサロン応援隊
10	障がい者のつどい	地域住民に障がいへの理解を推進し、障がいのある人との交流や社会参加を呼びかけます。			○		継続	●身体障がい者福祉協会 ●障がい者福祉施設 ●共同作業所
11	コミュニケーション講座の実施	地域住民に対し、楽しくコミュニケーションをとる方法等の体験を通じて、今後の地域活動につなげる講座を行います。			○		新規	—
12	楽しく学ぶ手話体験講座の実施	聴覚障がいに対する理解と手話への関心を推進し、聴覚障がいのある人と幅広い世代の地域住民が楽しみながら交流する場を提供します。			○		新規	●筑前手話の会
13	福祉教育の推進	各学校区の地域性、学年に応じた福祉教育を推進します。また、地域住民向けの福祉教育推進に取り組みます。			○		継続	●小学校 ●中学校 ●行政区
14	福祉協力校への助成	町内の各小・中学校福祉協力校への助成金の配分を行います。			○		継続	●小学校 ●中学校
15	福祉教育用具の貸与	福祉教育の推進のため、福祉教育用具を貸出します。			○		継続	●地域の団体 ●福祉施設 など

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
16	地域福祉活動を推進するための助成	誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進め、住民が主体的に進める福祉活動を応援するため各種助成金を交付します。			○		新規	—
17	担い手講座の実施	幅広い世代へ地域福祉に対する理解を広めるとともに、若者・働く世代、子育て世代が地域活動やボランティア活動に興味・関心をもつききっかけとなる講座を実施します。			○		新規	—
18	まちづくり出前講座	地域住民に対し出前講座を行います。					継続	●地域の団体など

2 つながりづくりの推進

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	広報活動の推進【再掲】	<p>社協の事業や地域における福祉活動などを広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人などへ向けた「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を町内の学校や福祉施設、関係機関等へ配布するとともに、パソコンやスマートフォンなどからでも聞くことができるよう、社会福祉協議会ホームページへの掲載を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「社会福祉協議会だより」「声の社会福祉協議会だより」(年4回発行) ●「共同募金だより」の発行(3月) ●「広報ちくぜん」及び町公式LINEによる福祉関連情報の発信 ●ホームページを随時更新 			○		継続	●区長会 ●ちくぜん虹の会(朗読ボランティア)

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
2	いきいきサロン事業【再掲】	住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域のみんなが主体性をもって支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロンを地域の人と推進していきます。また、園児・小学生との交流や福祉教育への協働など、多様な交流の場となるよう取り組みます。				○	継続	●いきいきサロン応援隊
3	在宅介護者リフレッシュ事業	介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会を提供します。また、関係者や関係機関などに対する事業内容の周知を継続するとともに、介護者の実態把握を行い、より参加しやすい事業展開に努めます。			○	○	継続	—
4	ボランティアセンター運営事業【再掲】	「できる人が できるときに できることを」を合言葉に、地域住民のボランティアの理解と関心を高め、ボランティア活動の推進及び支援を行います。 ●ボランティア（団体、個人）の登録受付 ●ボランティアの依頼対応及びボランティアの調整 ●ボランティアに関する保険の受付 ●ボランティア交流会等の実施 ●ボランティアに関する情報提供 ●ボランティアセンター運営委員会を年2回実施 ●小中学生を対象にした「筑前町ボランティア部」の運営			○	○	継続	●ボランティアセンター登録団体、個人 ●ボランティアセンター運営委員
5	各種ボランティア講座の実施【再掲】	ボランティアセンターが地域住民のボランティア活動の推進やボランティア自身のスキルアップを目的に講座を実施します。			○	○	継続	●ボランティアセンター登録団体、個人 ●ボランティア連絡協議会 ●事前登録灾害ボランティア ●筑前町ボランティア部

第6章 社会福祉協議会の取り組み

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
6	生活支援コーディネーター事業 （つどいの場への支援）	地域の支えあいのきっかけとなるつどいの場の手伝いや、活動の取材を行います。				○	継続	—
7	高齢者のつどい ～縁俱楽部～	年に3回、高齢者が集まる機会をつくり、参加者同士の交流を図ります。			○		継続	—
8	小物づくり講座 の実施	小物づくりを通して、地域と関わるきっかけづくりや楽しみながら地域活動へ参加する場（講座）を実施します。			○		新規	●野いちごの会
9	いきいきサロン 応援隊の育成 【再掲】	いきいきサロンで行う体操やレクリエーション技術と知識を取得する研修会をします。また、福祉課と協力し隊員確保への取り組みを行います。			○		継続	●いきいきサロン応援隊
10	シニアクラブ運営支援	知識や経験を活かして地域の共生を共に考え、長寿社会を豊かに楽しく活動できるよう事務的に支援していきます。	○				継続	●シニアクラブ連合会
11	シニアクラブ連合会への助成金 及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	●シニアクラブ連合会
12	遺族会への助成金 及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	●遺族会
13	障がい者のつどい 【再掲】	地域住民に障がいへの理解を推進し、障がいのある人との交流や社会参加を呼びかけます。			○		継続	●身体障がい者福祉協会 ●障がい者福祉施設 ●共同作業所
14	コミュニケーション講座の実施 【再掲】	地域住民に対し、楽しくコミュニケーションをとる方法等の体験を通じて、今後の地域活動につなげる講座を行います。			○		新規	—
15	楽しく学ぶ手話 体験講座の実施 【再掲】	聴覚障がいに対する理解と手話への関心を推進し、聴覚障がいのある人と幅広い世代の地域住民が楽しみながら交流する場を提供します。			○		新規	●筑前手話の会

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
16	身体障がい者福祉協会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	●身体障がい者福祉協会
17	障がい者小規模作業所への助成金	町内2か所の小規模作業所へ助成金の配分を行います。			○		継続	●みるくはうす ●ひだまり
18	レクリエーション用具の貸与	団体の交流、ふれあい促進のためレクリエーション用具を貸し出します。			○		継続	●地域の団体 ●福祉施設 など
19	ボランティア連絡協議会への助成金及び支援	自主活動の事務を支援し、助成金の配分を行います。			○		継続	●ボランティア連絡協議会
20	地域福祉活動を推進するための助成【再掲】	誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進め、住民が主体的に進める福祉活動を応援するため各種助成金を交付します。			○		新規	—
21	まちづくり出前講座【再掲】	地域住民に対し出前講座を行います。					継続	●地域の団体 など

基本目標2 切れ目のない支援で安心して暮らせるまち

1 包括的な支援体制の整備

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	心配ごと相談事業	日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設します。（毎月第1、第3金曜日）また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。	○				継続	●人権擁護委員 ●民生委員・児童委員 ●行政相談委員 ●調停相談委員
2	障害者相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、地域の中で安心して暮らせるように、関係機関と連携を図りながら、問題解決に取り組みます。また、多様な相談に対応します。		○			継続	●相談支援センター菊池園 ●相談支援センターほっとりんく ●相談支援センターほれぼれ
3	障害者支援区分認定調査	障がい福祉サービスの利用を希望する本人の心身の状態や生活状況を聞き取り、必要性を調査し、調査票の作成を行います。				○	継続	—
4	生活困窮相談支援事業	コロナ禍や物価高騰の影響によって生活が困窮している人に対し、それぞれのニーズに合わせて様々な相談機関と連携をとり、安定した生活を取り戻すことができるよう支援に取り組みます。				○	新規	—
5	日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。また、適切な活用に向けた事業内容の周知・啓発と、研修会参加による担当職員の知識向上を図ります。				○	継続	●生活支援員

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
6	生活支援コーディネーター事業【再掲】	いつまでもこの地域で暮らしていくように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。また、地域や個別の相談に対し、スポット的に介入し、関係機関との連携も踏まえ、寄り添い支援に努めます。				○	継続	—
7	社会福祉法人連絡会	社会福祉法人の特性を生かした「社会貢献活動」を検討するとともに、法人間の情報共有や、サポートー部会との連携によって、地域課題の解決に向けた助言の場となるよう努めます。					継続	●菊池園 ●朝老園 ●朝倉苑 ●善正会 ●第二野の花学園 ●武光福祉会 ●すぎのこ会

2 複合的課題への支援の充実

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	心配ごと相談事業【再掲】	日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設します。(毎月第1、第3金曜日) また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。	○				継続	●人権擁護委員 ●民生委員・児童委員 ●行政相談委員 ●調停相談委員
2	障害者相談支援事業【再掲】	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、地域の中で安心して暮らせるように、関係機関と連携を図りながら、問題解決に取り組みます。また、多様な相談に対応します。		○			継続	●相談支援センター菊池園 ●相談支援センターほっとりんく ●相談支援センターぱれぱれ

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
3	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がいのある人又は高齢者に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るための貸付相談を行います。				○	継続	●民生委員・児童委員 ●自立相談支援事務所（困りごと相談室）
4	生活困窮相談支援事業【再掲】	コロナ禍や物価高騰の影響によって生活が困窮している人に対し、それぞれのニーズに合わせて様々な相談機関と連携をとり、安定した生活を取り戻すことができるよう支援に取り組みます。				○	新規	—
5	日常生活自立支援事業【再掲】	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。また、適切な活用に向けた事業内容の周知・啓発と、研修会参加による担当職員の知識向上を図ります。				○	継続	●生活支援員
6	社会福祉法人連絡会【再掲】	社会福祉法人の特性を生かした「社会貢献活動」を検討するとともに、法人間の情報共有や、サポート部会との連携によって、地域課題の解決に向けた助言の場となるよう努めます。					継続	●菊池園 ●朝老園 ●朝倉苑 ●善正会 ●第二野の花学園 ●武光福祉会 ●すぎのこ会

基本目標3 必要な支援が届く安心なまち

1 福祉サービスの充実と利用促進

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	広報活動の推進【再掲】	<p>社協の事業や地域における福祉活動などを広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人などへ向けた「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を町内の学校や福祉施設、関係機関等へ配布するとともに、パソコンやスマートフォンなどからでも聞くことができるよう、社会福祉協議会ホームページへの掲載を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「社会福祉協議会だより」「声の社会福祉協議会だより」(年4回発行) ●「共同募金だより」の発行(3月) ●「広報ちくぜん」及び町公式LINEによる福祉関連情報の発信 ●ホームページを随時更新 			○		継続	<ul style="list-style-type: none"> ●区長会 ●ちくぜん虹の会(朗読ボランティア)
2	心配ごと相談事業【再掲】	<p>日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設します。(毎月第1、第3金曜日)</p> <p>また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。</p>	○				継続	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員 ●民生委員・児童委員 ●行政相談委員 ●調停相談委員
3	障害者相談支援事業【再掲】	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、地域の中で安心して暮らせるように、関係機関と連携を図りながら、問題解決に取り組みます。また、多様な相談に対応します。		○			継続	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援センター菊池園 ●相談支援センターほっとりんく ●相談支援センターぱれぼれ
4	障害者支援区分認定調査【再掲】	障がい福祉サービスの利用を希望する本人の心身の状態や生活状況を聞き取り、必要性を調査し、調査票の作成を行います。				○	継続	—

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
5	手話・要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障がい者が自立した社会生活を営むための情報を得る手段として、手話通訳及び要約筆記通訳の派遣を行います。				○	継続	●筑前手話の会 ●要約筆記の会「たなばた」
6	在宅介護者リフレッシュ事業【再掲】	介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会を提供します。また、関係者や関係機関などに対する事業内容の周知を継続するとともに、介護者の実態把握を行い、より参加しやすい事業展開に努めます。				○	継続	—
7	日常生活自立支援事業【再掲】	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。また、適切な活用に向けた事業内容の周知・啓発と、研修会参加による担当職員の知識向上を図ります。				○	継続	●生活支援員
8	生活支援コーディネーター事業【再掲】	いつまでもこの地域で暮らしていくように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。また、地域や個別の相談に対し、スポット的に介入し、関係機関との連携も踏まえ、寄り添い支援に努めます。				○	継続	—
9	生活支援コーディネーター事業(情報発信) 【再掲】	生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)が地域活動や団体活動を取材し、「LINE 脳若365」を通じて情報を発信します。				○	継続	—
10	介護福祉用具の貸与	利用者や家族の日常生活の負担軽減を図るため介護福祉用具の貸出を行います。			○		継続	—

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
11	社会福祉法人連絡会【再掲】	社会福祉法人の特性を生かした「社会貢献活動」を検討するとともに、法人間の情報共有や、サポート一部会との連携によって、地域課題の解決に向けた助言の場となるよう努めます。					継続	●菊池園 ●朝老園 ●朝倉苑 ●善正会 ●第二野の花学園 ●武光福祉会 ●すぎのこ会

2 暮らしを支える環境整備

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
1	広報活動の推進【再掲】	社協の事業や地域における福祉活動などを広く住民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。また、町内在住の視覚障がいのある人などへ向けた「声の社会福祉協議会だより」・「声の共同募金だより」を町内の学校や福祉施設、関係機関等へ配布するとともに、パソコンやスマートフォンなどからでも聞くことができるよう、社会福祉協議会ホームページへの掲載を行います。 ●「社会福祉協議会だより」「声の社会福祉協議会だより」(年4回発行) ●「共同募金だより」の発行(3月) ●「広報ちくぜん」及び町公式LINEによる福祉関連情報の発信 ●ホームページを随時更新			○		継続	●区長会 ●ちくぜん虹の会(朗読ボランティア)

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
2	心配ごと相談事業【再掲】	日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設します。(毎月第1、第3金曜日)また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し、問題解決の手助けを行います。	○				継続	●人権擁護委員 ●民生委員・児童委員 ●行政相談委員 ●調停相談委員
3	いきいきサロン事業【再掲】	住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域のみんなが主体性をもって支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロンを地域の人と推進していきます。また、園児・小学生との交流や福祉教育への協働など、多様な交流の場となるよう取り組みます。				○	継続	●いきいきサロン応援隊
4	障害者相談支援事業【再掲】	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、地域の中で安心して暮らせるように、関係機関と連携を図りながら、問題解決に取り組みます。また、多様な相談に対応します。	○				継続	●相談支援センター菊池園 ●相談支援センターほっとりんく ●相談支援センターぽれぽれ
5	手話・要約筆記奉仕員派遣事業【再掲】	聴覚障がい者が自立した社会生活を営むための情報を得る手段として、手話通訳及び要約筆記通訳の派遣を行います。				○	継続	●筑前手話の会 ●要約筆記の会「たなばた」
6	在宅介護者リフレッシュ事業【再掲】	介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会を提供します。また、関係者や関係機関などに対する事業内容の周知を継続するとともに、介護者の実態把握を行い、より参加しやすい事業展開に努めます。				○	継続	—

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
7	日常生活自立支援事業【再掲】	認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。また、適切な活用に向けた事業内容の周知・啓発と、研修会参加による担当職員の知識向上を図ります。				○	継続	●生活支援員
8	生活支援コーディネーター事業【再掲】	いつまでもこの地域で暮らしていくように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。また、地域や個別の相談に対し、スポット的に介入し、関係機関との連携も踏まえ、寄り添い支援に努めます。				○	継続	—
9	住民参加型有償生活支援サービス事業【再掲】	住民主体による生活支援の実施者である「かせし隊」の運営や支援者増員への働きかけを行います。また、「かせし隊」の地域福祉に対する理解を深め、利用者への寄り添い支援が行えるよう、スキルアップ講座を実施します。				○	継続	—
10	シニアクラブ運営支援【再掲】	知識や経験を活かして地域の共生を共に考え、長寿社会を豊かに楽しく活動できるよう事務的に支援していきます。	○				継続	●シニアクラブ連合会
11	高齢者のつどい～縁俱楽部～【再掲】	年に3回、高齢者が集まる機会をつくり、参加者同士の交流を図ります。		○			継続	—
12	介護福祉用具の貸与【再掲】	利用者や家族の日常生活の負担軽減を図るために介護福祉用具の貸出を行います。		○			継続	—
13	福祉教育の推進【再掲】	各学校区の地域性、学年に応じた福祉教育を推進します。また、地域住民向けの福祉教育推進に取り組みます。		○			継続	●小学校 ●中学校 ●行政区
14	バス停管理	バス停（全14カ所）の管理や定期的な清掃、老朽化したバス停の補修を行います。		○			継続	—

No.	事業・活動	内容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	共募配分	受託金		
15	レクリエーション用具の貸与【再掲】	団体の交流、ふれあい促進のためレクリエーション用具を貸し出します。			○		継続	●地域の団体 ●福祉施設 など
16	防災・災害時支援事業	地域の防災・減災の意識向上を図るとともに、町内や近隣市町村で発生した場合にボランティア活動が速やかに行えるよう支援します。			○		継続	●事前登録災害ボランティア
17	「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」の見直し	「筑前町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」の見直し・改訂について町と協議します。					新規	—
18	災害ボランティアセンター設置マニュアルの再整備	現在のマニュアルを修正・変更し、実状に則した内容に見直します。					継続	—
19	近隣社協と青年会議所との災害時の連携と協力	両筑社協連絡会災害時相互支援協定及び災害時広域相互協力協定に基づき、関係機関と災害時における連携体制の強化を進めます。					継続	●両筑地区社協連絡会 ●朝倉青年会議所
20	社会福祉法人連絡会【再掲】	社会福祉法人の特性を生かした「社会貢献活動」を検討するとともに、法人間の情報共有や、サポート部会との連携によって、地域課題の解決に向けた助言の場となるよう努めます。					継続	●菊池園 ●朝老園 ●朝倉苑 ●善正会 ●第二野の花学園 ●武光福祉会 ●すぎのこ会

第7章

第2期成年後見制度利用促進基本計画

- 1 第2期基本計画策定の背景
- 2 第2期基本計画の期間
- 3 第2期基本計画の進行管理及び点検
- 4 筑前町における現状と課題
- 5 具体的な施策・事業

参考資料：成年後見制度の概要

1 第2期基本計画策定の背景

2016（平成28）年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）は、判断能力が不十分な人であっても、その権利が尊重され、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を促進するため、基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしたものです。あわせて、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は、2017（平成29）年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国的基本計画」という。）を策定し、さらに2022（令和4）年3月には「第2期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国第2期基本計画」という。）を策定しました。促進法第14条第1項では、市町村が国的基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

こうした国の動向を踏まえ、本町では、筑前町地域福祉計画の中に「第1期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第1期基本計画」という。）」を位置付け、成年後見制度に関する周知・啓発の推進や相談体制の整備など、制度利用の促進に向けた取り組みを進めてきました。

これまでの取り組みに加え、成年後見制度利用支援事業の利用件数や高齢者数の増加といった本町を取り巻く状況の変化、さらには国の動向等を踏まえると、今後も成年後見制度を含む権利擁護支援の重要性は、より一層高まっていくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、本町では、第1期基本計画の取り組みを引き継ぎつつ、国第2期基本計画を勘案し、「第2期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第2期基本計画」という。）」と筑前町地域福祉計画とを一体的に策定しました。本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に向けた施策を、より計画的かつ効果的に推進し、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりをめざしていきます。

2 第2期基本計画の期間

国第2期基本計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とされています。これを踏まえ、本町における第2期基本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

3

第2期基本計画の進行管理及び点検

促進法第14条第1項では、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

この規定を踏まえ、本町では、関係部署や関係機関と連携しながら、本計画に基づく施策を着実に推進するよう努めます。

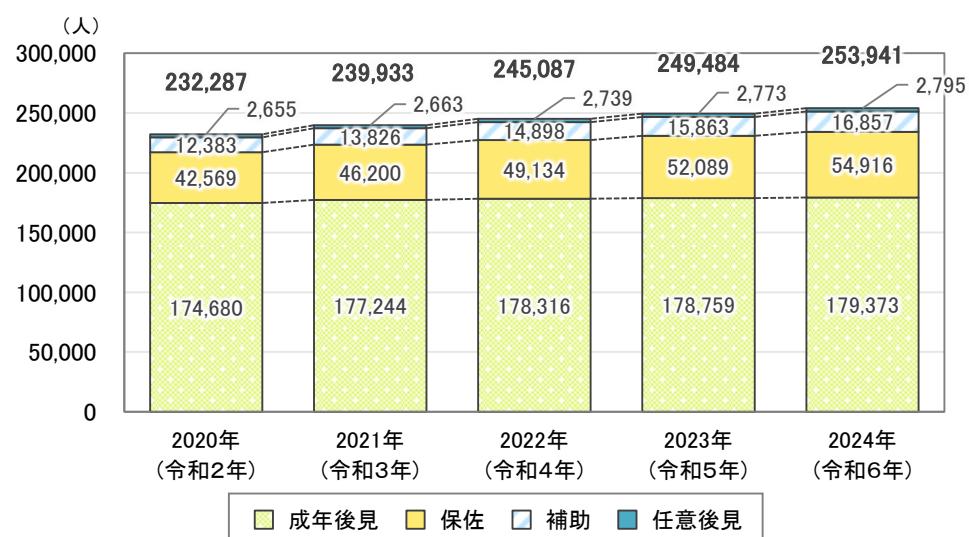
あわせて、社会情勢の変化や制度動向等を踏まえ、必要に応じて施策内容の見直しを行い、成年後見制度を含む権利擁護支援が、より効果的に機能するよう努めます。

4 筑前町における現状と課題

(1) 全国の利用状況

全国における成年後見制度の利用者数をグラフでみると年々増加しており、2024（令和6）年には253,941人となっています。そのうち、法定後見制度の利用者（成年後見・保佐・補助の合計）が251,146人と大半を占め、任意後見制度の利用者は2,795人となっています。

成年後見制度利用者数の推移（全国）



資料：最高裁判所事務総局家庭局（各年12月末現在）

(2) 筑前町における成年後見制度利用に関する状況

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な人に対して費用の全部または一部を助成する、「成年後見制度利用支援事業」を行っています。

過去5年間の利用件数を表でみると、累計利用実績は16件となり、「報酬の助成」は2020（令和2）年度の0件から2024（令和6）年度の7件にかけて増加傾向にあります。

▼ 成年後見制度利用支援事業利用件数の推移

（件）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	累計
審判の請求	0	0	0	0	0	0
報酬の助成	0	2	3	4	7	16
合計	0	2	3	4	7	16

資料：筑前町

市町村長は、高齢者の福祉を図るために必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます（老人福祉法第32条）。

町長申立て件数の推移を表でみると、過去5年間のうち2022（令和4）年度は実績がありませんでしたが、その他の年では老人福祉法に基づく町長申立てが行われています。

▼ 町長申立て件数の推移 (件)

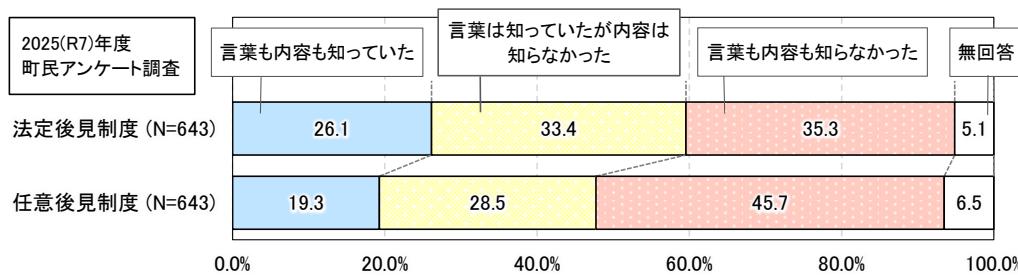
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	累計
老人福祉法	4	1	0	1	3	9
精神保健福祉法	0	0	0	0	0	0
知的障害者福祉法	0	0	0	0	0	0
合計	4	1	0	1	3	9

資料：筑前町

（3）成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度をグラフでみると、「言葉も内容も知っていた」と回答した割合は、法定後見制度が26.1%、任意後見制度は19.3%となっており、さらなる周知が必要です。

成年後見制度の認知度



資料：筑前町地域福祉に関するアンケート調査報告書

(4) 課題分析

① 高齢者を取り巻く課題

本町における高齢者同居世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯は、おおむね増加傾向で推移しています。今後も高齢化の進行に伴い、認知症等により判断能力が低下する高齢者の増加が見込まれます。これにより、財産管理や契約行為、日常生活上の意思決定などにおいて、法律面や生活面からの支援を必要とする人が増えていくことが想定されます。

② 障がいのある人を取り巻く課題

障がいのある人については、知的障がい者、精神障がい者ともに年々増加傾向にあり、あわせて、支援の中心となっている家族の高齢化も懸念されます。このため、将来、家族による支援が困難となる「親亡き後」を見据えた生活支援や権利擁護の体制整備が重要な課題となっています。障がいのある人が、地域で安心して暮らし続けるためには、「親亡き後」を見据えた支援の在り方を検討していく必要があります。

③ 成年後見制度に関する取り組みの現状と課題

全国的に成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、判断能力が不十分な人を支える制度としてのニーズは高まりつつあります。一方で、本町の町民アンケート結果をみると、成年後見制度の認知度は2割前後にとどまっており、制度の内容や利用方法について十分に理解されているとは言えない状況にあります。今後、制度の利用が必要となる高齢者や障がいのある人の増加が見込まれることから、成年後見制度に関するわかりやすい周知・啓発が必要です。

5 具体的な施策・事業

（1）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

本町では、判断能力が不十分な人が、本人の意思や暮らしを大切にしながら生活を続けることができるよう、成年後見制度を身近な権利擁護の仕組みとして利用できる体制の強化を図ります。そのため、相談窓口の周知を図るとともに、権利擁護支援を必要とする人を把握し、適切な支援へつなげる地域連携の構築をめざします。

① 地域連携ネットワークの段階的な構築

地域連携ネットワークは、

- 「権利擁護支援が必要な人の発見・支援」
- 「早期の段階からの相談・対応体制の整備」
- 「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」

という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉分野の連携に司法関係者も含めた連携の仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする地域連携ネットワークの形成を図ります。

◆ 「チーム」とは

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行うしくみです。

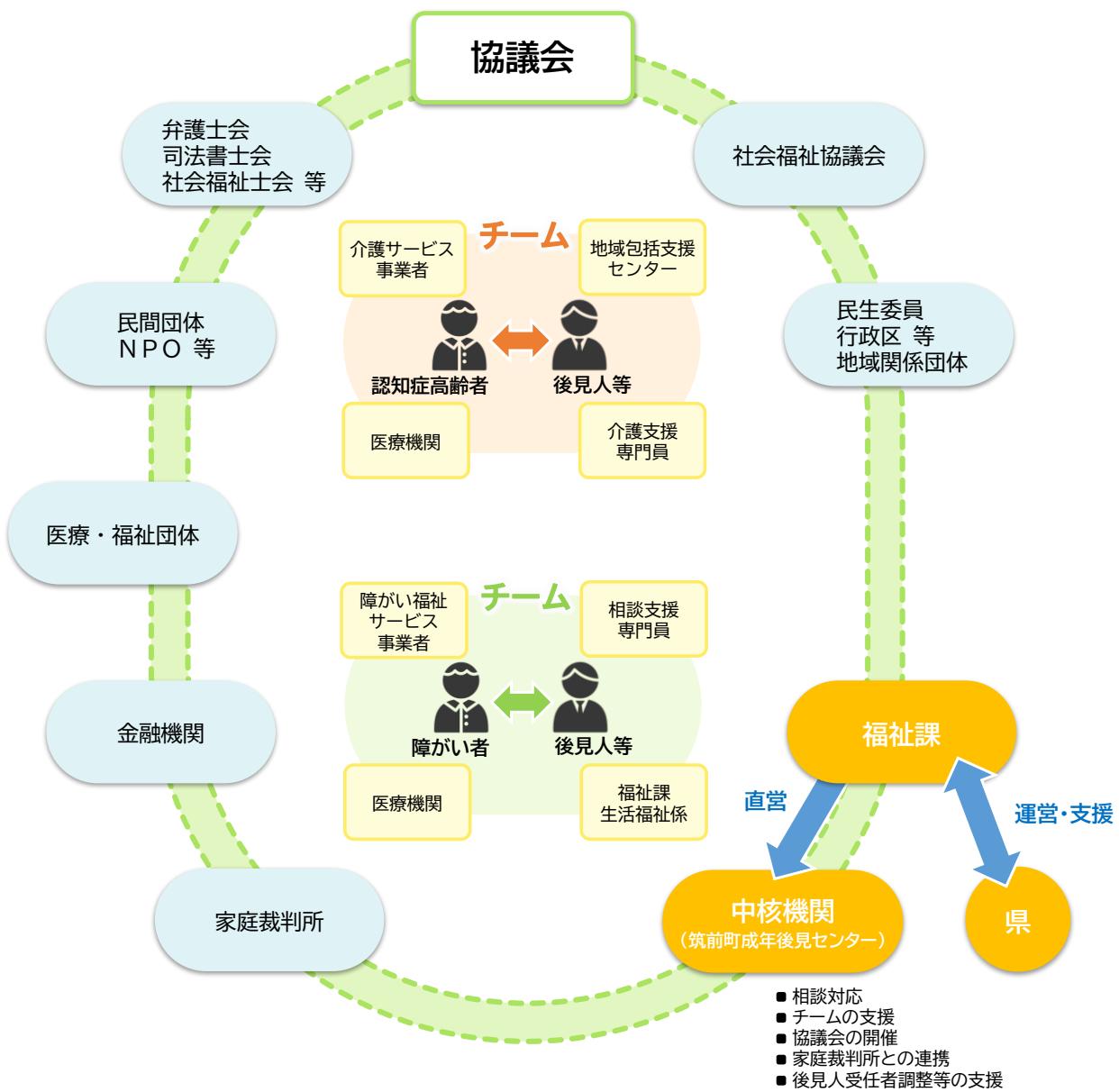
▼ チーム案

生活拠点	高齢者の場合 (主催者)	障がい者の場合 (主催者)
在宅 (自宅)	地域包括支援センター または 介護支援専門員	福祉課生活福祉係 または 相談支援専門員
居宅 (有料老人ホーム)		
介護保険3施設 グループホーム 障がい者施設	施設相談員	施設相談員

◆ 「協議会」とは

「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係団体が連携体制を強化することを目的とした合議体のことです。

● 地域連携ネットワークのイメージ



② 「中核機関」の設置

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

2022(令和4)年4月に町直営の中核機関として「筑前町成年後見センター」を設置しました。

(2) 成年後見制度の周知

本人の意思決定を最大限尊重した権利擁護支援を進めるため、成年後見制度について、制度の内容や利用の流れ、利用できる場面等が理解しやすいよう、情報提供や啓発に努めます。

また、判断能力が十分なうちから将来に備える視点も含め、関係機関と連携しながら、早期相談や必要に応じた制度利用につながる環境づくりを進めます。

(3) 相談体制の充実

認知症や障がいにより判断能力に不安がある本人やその家族からの相談に対して、身近な場所での相談ができる体制の充実を図るよう努めます。また、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職団体と連携し、専門的な検討・判断が行われる体制の充実に努めます。

(4) 町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の活用

身寄りのない人や、家族等による申立てが困難な人に対しても、適切に権利擁護支援が行われるよう、町長申立てを適切に実施します。また、成年後見制度利用支援事業の活用を進め、経済的な理由等により制度利用が妨げられることのないよう支援体制の充実を図ります。

(5) 成年後見人等への支援

成年後見人等選任後、中核機関のコーディネートにより、本人を支えるチームの再編成を行います。また、成年後見人等の活動が円滑に行われるよう、継続的な支援を行います。



参考資料：成年後見制度の概要

（1）成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

（2）成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けて、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

① 法定後見制度

法定後見制度は、「補助」「保佐」「後見」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が、本人の利益を考えながら、本人の代理人として契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

▼ 法定後見制度の概要

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等の同意が必要な行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部） (注1・3)	借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など、民法13条1項所定の行為 (注2・3)	日常生活に関する行為以外の行為（契約等の法律行為の代理・取消）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）		財産に関するすべての法律行為

（注1）本人以外の方の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注3）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

【成年後見人等の選任】

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家やその他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

【成年後見人等の役割】

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人等の職務ではありません。また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

【成年後見の申立てをする人がいない場合】

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の保護・支援を図るため、市町村長等に法定後見（補助・保佐・後見）の開始の審判の申立権が与えられています。

【法定後見制度の申立てから開始までの期間】

審理期間については、個々の事案により異なり、一概には言えませんが、鑑定手続きや成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。

【法定後見制度（補助・保佐・後見）の利用手続き】

法定後見制度を利用するには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に後見開始の申立書等を提出する必要があります。

② 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人の代理人として契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

【任意後見制度の利用手続き】

任意後見制度を利用するには、原則として、公証役場で任意後見契約を結ぶ必要がありますので、手続きの詳細については、近くの公証役場までお問い合わせください。

※出典：法務省ホームページより抜粋 (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>)

第8章

再犯防止推進計画

- 1 推進計画策定の背景
- 2 推進計画の期間
- 3 推進計画の進行管理及び点検
- 4 筑前町における現状と課題
- 5 具体的な施策・事業

1 推進計画策定の背景

全国における刑法犯認知件数は、2002(平成14)年をピークとして減少傾向にあります。一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、2023(令和5)年には47.0%と、検挙者のおよそ半数を占める状況となっています。

犯罪や非行をした人が、再び罪を犯すことなく地域で自立した生活を送ることは、本人の更生だけでなく、地域の安全・安心を守るうえでも重要です。再犯の背景には、就労や住居、経済的困窮、孤立、心身の不調など、さまざまな生活上の課題が複雑に関係しており、刑事司法の枠組みだけでなく、地域社会全体で支える視点が求められています。

こうした状況を踏まえ、国は2016(平成28)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めました。また、2017(平成29)年12月には「再犯防止推進計画」を策定し、関係機関が連携しながら、就労・住居・福祉・医療などの支援を通じて、再犯の防止と円滑な社会復帰を図ることを基本方針として示しています。さらに、2023(令和5)年3月には、「第二次再犯防止推進計画(以下「国の第二次推進計画」という。)」が閣議決定され、社会情勢の変化等を踏まえた再犯防止施策の充実が図られています。

本町においても、犯罪や非行をした人が社会から孤立することなく、地域の中で必要な支援につながりながら生活を立て直していくことは、地域共生社会の実現に向けた重要な課題の一つです。再犯防止は、特定の人の問題ではなく、地域全体の安全や安心、支え合いのまちづくりにつながる取り組みとして位置付ける必要があります。

このような背景を踏まえ、本町では、国の再犯防止推進計画を勘案し、関係機関との連携のもと、再犯防止に関する取り組みを計画的に進めるため、「第1期再犯防止推進計画(以下、「第1期推進計画」という。)」と筑前町地域福祉計画とを一体的に策定しました。本計画に基づき、生活基盤の安定や地域における見守り・支援体制の充実を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざしていきます。

2 推進計画の期間

国の第二次推進計画の計画期間は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間とされています。これを踏まえ、本町における第1期推進計画の計画期間は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間とします。

3

推進計画の進行管理及び点検

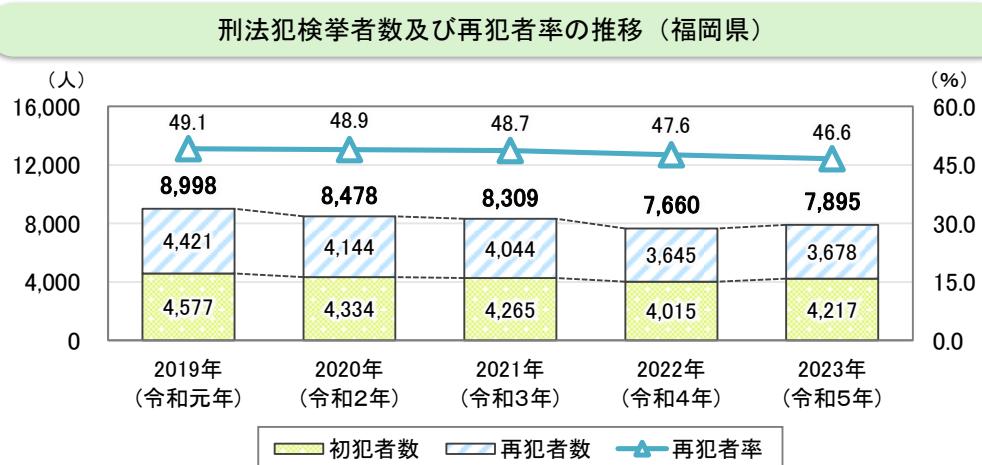
本町では、就労・住居・地域安全・非行防止等に携わる関係各課、民間の関係機関や団体と府内会議等を活用して十分な連携を図るとともに、国や県との連携協力のもと、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

計画に記載した各施策の取り組み状況については、刑事司法機関や更生保護・福祉の支援を行う民間団体、行政等で構成する委員会等を開催して確認するとともに、より効果的な施策の在り方について検討する等、必要な見直しを行います。また、再犯防止の取り組みについては、今後、様々な社会情勢の変化や国の政策の展開等も見込まれることから、適切な情報収集を図り、変化に対応できるよう、関連施策等について適宜見直しを行います。

4 筑前町における現状と課題

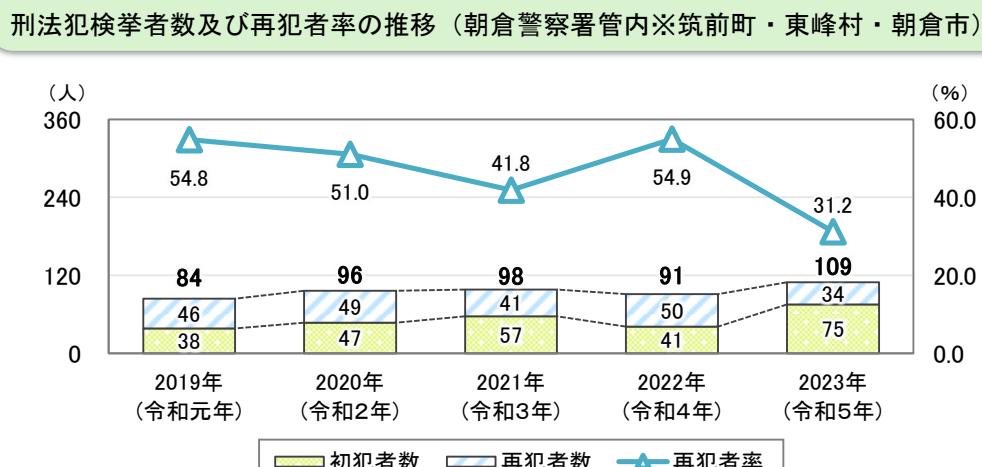
（1）刑法犯検挙者数の状況

福岡県における刑法犯検挙者数は、グラフをみると2019（令和元）年の8,998人から2022（令和4）年の7,660人かけて減少が続いていましたが、2023（令和5）年には7,895人となり、初犯者数・再犯者数ともに増加しています。一方で、再犯者率は減少傾向にあり、2023（令和5）年には46.6%となっています。



資料：法務省福岡矯正管区

朝倉警察署管内（筑前町・東峰村・朝倉市）における刑法犯検挙者数の推移をグラフでみると、2023（令和5）年の検挙者数は109人となっています。また、検挙者数のうち、初犯者数は2022（令和4）年の41人から2023（令和5）年で75人へと増加しているのに対し、再犯者数は50人から34人へと減少しています。再犯者率は2022（令和4）年で54.9%と増加がみられましたが、2023（令和5）年で31.2%となり、2023（令和3）年の福岡県の再犯者率46.6%を下回っています。

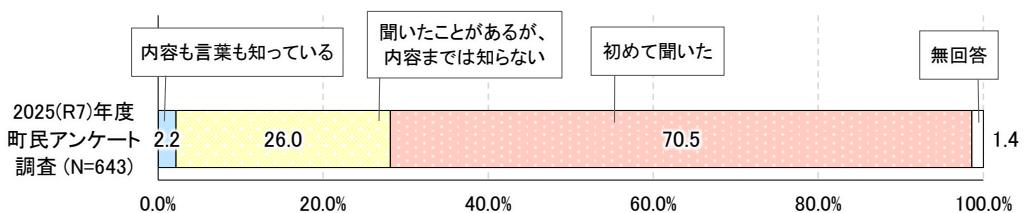


資料：法務省九州矯正管区

(2) 社会を明るくする運動の認知度

再犯防止に関する広報・啓発活動の取り組みである「社会を明るくする運動」の認知度をグラフでみると、「初めて聞いた」と回答した割合が70.5%と最も高く、「内容も言葉も知っている」と回答した割合は2.2%と低い状況にあります。

「社会を明るくする運動」の認知度

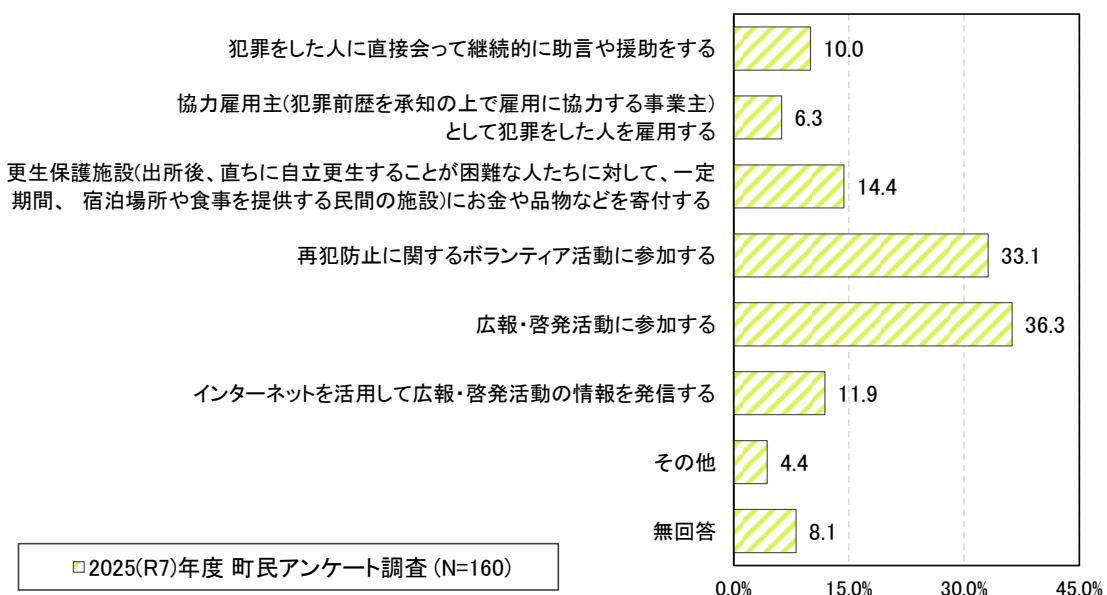


資料：筑前町地域福祉に関するアンケート調査報告書

(3) 犯罪をした人の立ち直りへの協力

犯罪をした人の立ち直りへの協力としてどのようなことしたいと思うかについて、グラフをみると「広報・啓発活動に参加する」(36.3%) と「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」(33.1%) がともに3割を超えていました。

犯罪をした人の立ち直りへの協力としてどのようなことをしたいと思うか



資料：筑前町地域福祉に関するアンケート調査報告書

（4）課題分析

① 再犯防止に関する理解と関心のさらなる向上

朝倉警察署管内では、2022（令和4）年から2023（令和5）年にかけて再犯者率が低下しています。一方、「社会を明るくする運動」については、今後さらに多くの町民に知ってもらう取り組みを広げていくとともに、再犯防止に関する理解や関心を一層深めていくことが期待されます。

また、立ち直りへの協力意向を持つ住民も一定数いることから、正しい知識の普及や啓発を進めることで、地域全体で支える意識の広がりにつなげていくことが重要です。

② 生活課題を抱える人への切れ目のない支援の必要性

再犯の背景には、就労や住居の不安定さ、心身の不調、孤立など複合的な課題があることから、刑事司法の枠を超えて、福祉・医療・就労支援等につなぐ切れ目のない支援体制の構築が重要です。関係機関が連携し、早期から適切な支援につなげる仕組みづくりが求められます。

③ 地域における受容と見守りの仕組みづくり

犯罪をした人の立ち直りには、地域での理解と受け入れが不可欠です。偏見や誤解を解消し、地域で見守り、支え合う意識を醸成することで、孤立を防ぎ、再犯防止につながる環境づくりを進める必要があります。

5 具体的な施策・事業

（1）切れ目のない支援

- 就労に関する困りごとについて、県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターちくぜん等と連携し、相談支援や職業紹介など、必要な支援につなげます。
- 就労を希望する高齢者に対しては、筑前町シルバー人材センター等と連携しながら、就労や職場定着に向けた相談・助言等の支援を進めていきます。
- 就労を希望する障がいのある人に対しては、基幹相談支援センター等と連携しながら、就労や職場定着に向けた相談・助言等の支援を進めていきます。

（2）広報・啓発活動の推進

- 住居を必要とする人に対し、町営住宅の募集状況等の情報を広報紙やホームページを活用し、提供します。
- 保護司制度や活動内容について、広報・啓発を通じた周知を進めます。
- 保護司会との情報共有を通じ、保護司候補者の発掘への協力につなげていきます。
- 「社会を明るくする運動」強調月間（再犯防止啓発月間）等の機会を通じて、再犯防止に関する普及啓発を行い、偏見や誤解の解消を促し、地域における受容と包摂の促進を図ります。

資料編

- 1 筑前町地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 筑前町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 3 筑前町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿
- 4 計画策定の過程
- 5 用語解説

1 筑前町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉の推進に関する基本的な計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、筑前町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 高齢者福祉関係者
- (3) 障がい者福祉関係者
- (4) 前各号に定める者のほか、町長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、正副会長は委員の互選とする。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年筑前町条例第39号）により支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 筑前町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人筑前町社会福祉協議会（以下「本会」という）が、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営するもの及び社会福祉に関する行動を行う者と相互に協力して、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画を策定するにあたり、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 策定委員会は、地域福祉活動計画の策定及び実施について必要な事項を調査、及び協議を行い、本会会長に答申することを目的とする。

(組織)

第3条 策定委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治区長
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) ボランティア
- (5) 施設関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 地域住民
- (8) その他、本会会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉活動計画の策定を完了するまでの期間とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第5条 委員が策定委員会の必要とする会議等に出席した場合は、本会役員及び各種委員会委員等の費用弁償に関する規定により支給する。但し町と同時開催の場合は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、当該委員が筑前町及びその機関等に勤務する公務員である場合は、これを支給しない。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(策定委員会)

第7条 策定委員会は、委員長が招集し、策定委員会の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 策定委員会が、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、策定委員会に関係者の出席を求め、意見または説明を求めることができる。

(事務局)

第9条 策定委員会の事務局は、本会内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3

筑前町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員名簿

役職	氏名	所属
会長	柏原徳行	区長会
副会長	染原英美	民生委員児童委員協議会
	佐藤実	
委員	松崎博美	ボランティア連絡協議会
	木村博文	身体障がい者福祉協会
	横山善美	シニアクラブ連合会
	清武邦彦	保護司会
	柳誠	社会福祉法人菊池園
	半田美穂	住民代表
	神野亜沙子	住民代表
	平井由美子	企画課
	坂口晴奈	健康課
	井手大気	人権同和対策室
	楠田幸恵	こども課

4 計画策定の過程

実施日		名称	内容
2025年 (令和7年)	8月6日～ 8月22日	地域福祉に関する 住民アンケート調査	町内在住の18歳以上1,500人を対象とするアンケート調査
		地域福祉に関する 関連団体アンケート調査	町内の地域福祉関係団体19団体を対象としたアンケート調査
	9月3日	民生委員・児童委員 ワークショップ	民生委員・児童委員を対象とした意見聴取及び発表
	10月6日、 10月9日	関係団体ヒアリング調査	関連団体アンケート調査においてインタビュー調査に協力可能と回答した6団体を対象としたヒアリング調査
	10月30日	第1回計画策定委員会	計画策定の趣旨説明、住民アンケート結果報告
	11月17日	第2回計画策定委員会	民生委員・児童委員ワークショップ実施報告、計画骨子案の検討
2026年 (令和8年)	1月15日	第3回計画策定委員会	計画素案の協議
	1月22日～ 2月5日	パブリックコメント	計画素案に対する意見聴取
	2月17日 (予定)	第4回計画策定委員会	パブリックコメントの内容確認、計画最終案の協議(予定)

5 用語解説

用語	内容
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に對し、行政や支援機関、支援者などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。
いきいきサロン	地域住民が、公民館などの自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画・運営することで、生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる活動。
S N S	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できるサービスのこと。
N P O	Non-Profit Organization の略であり、非営利活動を行う団体。社会貢献活動や慈善活動を行う住民団体のことを指す。
介護保険	40歳以上の人全員が被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割）を負担して、介護サービスを利用する制度。
学童保育所（放課後児童健全育成事業）	放課後や長期休暇中などに、保護者が就労等のため戻り家庭にいない小学生の児童に対し、家庭に代わって保育を行う事業のこと。
行政区	地域住民の福祉の増進と町行政の円滑な推進を図るために、町内を一定の区域に分けた自治組織。それぞれの行政区には代表として区長がいる。
協働	行政と住民や事業者など地域で活動する多様な人や組織とが、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。
権利擁護	人間としての権利を保障すること。高齢者や障がいのある人等の社会的に不利な立場の人々に対する財産侵害や虐待等を防ぎ、自己の権利等を表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明する。
こども未来センター	0歳～18歳までのこどもたちの健やかな成長を支援し、未来の夢や希望をもてるまちづくりをめざした子育ての拠点。こどものための相談窓口のほか、不登校や引きこもりなどの悩みを持つこどもたちが気軽に立ち寄れる場所「ミラクルーム」がある。

用語	内容
困りごと相談室	福岡県が実施する事業で、家計に関することや就労に関することなど、生活全般の困りごとに対する相談窓口。専門の相談支援員が対応し、行政機関等とも連携しながら解決策を図る。
コミュニティ	住民が共同体意識を持って共同生活を営む、一定の地域及びその人々の集団。地域社会、共同体のこと。
災害ボランティアセンター	大規模災害が発生し、被災地域においてボランティアによる支援活動が必要とされる際に、災害ボランティア活動を円滑に進めるために設置される拠点のこと。
在宅介護支援センター	町内に2か所設置しており、在宅の要援護高齢者やその家族等に対し、在宅介護等に関する相談に応じるとともに、福祉サービスを総合的に受給できるように、行政とサービス実施事業所との連絡調整などを行っている。
シニアクラブ	高齢社会を明るく、豊かで活力あるものにすることをめざして、高齢者自らが取り組む「健康」「友愛」「奉仕」の三大運動の一層の推進を図ることを目的とした組織のこと。全国的取り組みから都道府県、市町村、単位クラブときめ細やかな活動を展開している。
自主防災組織	災害等に備え、自治区や町内会単位で、いざというときの役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施などを行い、自主的に防災活動にあたる組織。
社会福祉協議会	地域において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした組織。
社会福祉法	わが国における福祉サービスの基礎をなす法律のこと。社会福祉の目的や理念、原則等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉法人等、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るために規定が定められている。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人のこと。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

用語	内容
社会福祉法人連絡会	多種・多様化する福祉課題について、社会福祉法人の持つ専門性を連携させ、敏速且つ柔軟な対応を推進し、課題解決に結びつけることを目的に組織された連絡会のこと。また、地域貢献及び地域における公益的な取り組み等についての情報交換、企画立案の場ともなっている。(加入団体：8社会福祉法人〈令和7年12月末現在〉)
シルバー人材センター	都道府県知事の認可を受けて市町村の区域ごとに設立された公益法人のこと。高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。
青年会議所	修練・奉仕・友情という三信条のもと、20歳から40歳までの青年の真摯な情熱を結集し、社会貢献を目的によりよい社会づくりをめざしている。さまざまなボランティアや行政改革等の社会的課題に積極的に取り組みを推進している公益社団法人を有している団体。
第1号被保険者	介護保険制度においては、40歳以上が被保険者になるが、そのうちで65歳以上の人のこと。介護サービス等が必要であると認定を受けるとサービスを利用することができる。
第2号被保険者	介護保険制度においては、40歳以上が被保険者になるが、そのうちで40歳以上64歳のこと。医療保険に加入しており、特定疾病が原因で介護サービス等が必要であると認定を受けるとサービスを利用することができる。
地域共生社会	高齢者、障がいのある人、こどもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともにつくり、高め合う社会。
地域包括ケアシステム	介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを、関係者が連携し、地域のニーズに応じて一体的・包括的に提供する仕組みのこと。
地域包括支援センター	地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関として、各市区町村に設置される。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が置かれ、連携しながら総合的支援を行う。

用語	内容
チョイソコちくちゃん	「オンデマンドバス（予約型バス）」と呼ばれる乗り合いバスで、筑前町内における生活交通手段の確保と高齢者等交通弱者の社会参画・健康増進に寄与することを目的としている。筑前町全域で運行し、運賃は1乗車につき1人 200 円の定額制（小学生以下は1乗車につき一人 100 円。未就学児は無料）。※利用には会員登録が必要。
つどいの場	「誰でも気軽に集うことができる地域の憩いの場」で、人間関係が希薄になりがちな現代社会において、人ととのつながりを生みだすことを目的に実施されている。誰もが主体となって取り組める活動のこと。筑前町では福祉課と社会福祉協議会（地域支えあい推進員）が立ち上げの推進と、つどいの場実施地域への支援を行っている。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者やパートナー（婚約者や恋人）、その他親密な関係にある者（過去にあった者を含む）から受ける身体的、精神的、経済的、言語的な暴力及び虐待のこと。
認知症	脳の器質的異常により、いったん獲得された知能、認知機能が後天的に失われ、日常生活に支障をきたすようになった状態を指す。代表的なものとして、「脳血管性認知症」や「アルツハイマー型認知症」などがある。
ハザードマップ	自然災害による被害の規模を予測し、その被害範囲等を地図にしたもの。避難場所等も記載があり、災害発生時に的確に避難できるように日頃から十分な確認が必要である。
バリアフリー	高齢者、障がいのある人、こども、妊娠婦をはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む障壁を取り除くこと。道路や建物内の段差などの物理的な障壁はもとより、制度的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁を含む。
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人など、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障がい、難聴の人など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりにくい人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、支援を得やすくするためのマーク。
ボランティア	自由意思に基づく奉仕活動や労働、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。

用語	内容
民生委員・児童委員	地域住民の生活状態把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、地域の福祉を高めるためのさまざまな自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をしている民間の奉仕者。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、年齢や障がいの有無等にかかわらず、多くの人が利用可能であるようにデザインすること、またはデザインされたものを指す。
両筑地区社協連絡会	両筑管内市町村（朝倉市、うきは市、小郡市、大刀洗町、筑前町、東峰村）社会福祉協議会の役職員が相互の連携と情報交換を図るとともに、管内共通の福祉課題の解決に向けた活動を推進することを目的に組織されている連絡会のこと。